

第6回鏡石町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月4日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
議会運営委員長報告.....	5
諸般の報告.....	5
招集者あいさつ.....	9
議事日程の報告.....	10
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
町長の説明.....	10
認定第2号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	19
議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	26
議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	27
散会の宣告.....	29

第 2 号 (9月5日)

議事日程.....	31
本日の会議に付した事件.....	31
出席議員.....	31
欠席議員.....	32
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	32
事務局職員出席者.....	32

開議の宣告.....	3 3
議事日程の報告.....	3 3
議案第 7 8 号の上程、説明、質疑、採決.....	3 3
議案第 7 9 号の上程、説明、質疑、採決.....	3 4
議案第 8 0 号の上程、説明、質疑、採決.....	3 5
議案第 8 3 号～議案第 8 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第 8 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 8 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 8 8 号～議案第 9 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 4
議案第 9 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 9
議案第 9 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 0
議案第 9 3 号～議案第 9 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 3
休会について.....	5 5
散会の宣告.....	5 5

第 3 号 (9 月 1 6 日)

議事日程.....	5 7
本日の会議に付した事件.....	5 7
出席議員.....	5 7
欠席議員.....	5 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	5 7
事務局職員出席者.....	5 8
開議の宣告.....	5 9
一般質問.....	5 9
渡 辺 定 己 君.....	5 9
根 本 重 郎 君.....	6 8
木 原 秀 男 君.....	7 5
円 谷 寛 君.....	8 1
議事日程の報告.....	9 8
決算審査特別委員長報告 (認定第 2 号について) 及び報告に対する質疑、討論、 採決.....	9 9
総務文教常任委員長報告 (議案第 8 1 号、議案第 8 2 号について) 及び報告に 対する質疑、討論、採決.....	1 0 1

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について.....	1 0 3
議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について.....	1 0 3
閉議の宣告.....	1 0 4
町長あいさつ.....	1 0 4
閉会の宣告.....	1 0 4
署名議員.....	1 0 5

鏡石町告示第36号

第6回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年8月29日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1 期 日 平成20年9月4日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	深谷	莊一	君	2番	今駒	英樹	君
3番	渡辺	定己	君	4番	今駒	隆幸	君
5番	根本	重郎	君	6番	大河原	正雄	君
7番	柳沼	俊行	君	8番	今泉	文克	君
9番	仲沼	義春	君	10番	木原	秀男	君
11番	菊地	栄助	君	12番	小貫	良巳	君
13番	円谷	寛	君	14番	円谷	寅三郎	君

不応招議員（なし）

平成20年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年9月4日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長の説明
日程第 4 認定第 2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
日程第 6 議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳沼 俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊 政雄君	副町長	大河原 直博君
総務課長	木賊 正男君	税務町民課長 参事兼課長	角田 勝君
健康福祉課長	今泉 保行君	産業課長兼 農業委員会 事務局	小貫 忠男君

都 市 建 設 課 長
参 事 兼 教 育 長
会 計 管 理 者 長
兼 出 納 室 長
選 挙 管 理 長
委 員 会 委 員
監 査 委 員

椎 野 優 偉 君
佐 藤 節 雄 君
八 卷 司 君
曾 根 巧 君
中 西 勉 君

上 参 道 課 長
下 兼 課 長
事 兼 課 長
教 兼 課 長
参 兼 課 長
教 兼 課 長
委 員 會 長
農 業 委 員 會 長

小 林 政 次 君
遠 藤 栄 作 君
稻 田 耕 筈 君
古 川 ますみ 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
局

面 川 廣 見

主 任 主 査

相 楽 信 子

開会 午前10時00分

開会の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

ただいまから第6回鏡石町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（仲沼義春君） 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議会運営委員長報告

議長（仲沼義春君） 初めに、定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） おはようございます。

過般、議会運営委員会を開催いたしまして、第6回鏡石町議会定例会会期日程が決まりましたので、ただいまより報告申し上げます。

第6回鏡石町議会定例会会期予定表（案）

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

諸般の報告

議長（仲沼義春君） 次に諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告についてはお手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員（中西 勉君） 皆さんおはようございます。

平成20年5月、6月、7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

まず、平成20年5月分の例月出納検査報告について。

- 1、検査の対象、平成20年5月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。
- 2、実施年月日、平成20年6月25日水曜日、午前9時56分から午前11時45分。
- 3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により係数審査を行い、平成20年5月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

続いて、平成20年6月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年6月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年7月25日金曜日、午前9時54分から午前11時27分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により係数審査を行い、平成20年6月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

引き続き、平成20年7月分の例月出納検査報告を申し上げます。

1、検査の対象、平成20年7月分、一般会計、上水道事業会計、国民健康保険特別会計外9特別会計、各基金、歳入歳出外現金、以上の現金、預金等の出納保管状況。

2、実施年月日、平成20年8月25日月曜日、午前9時30分から午前10時57分。

3、実施場所、議会会議室。

4、出席者職氏名、会計管理者兼出納長、上下水道課長外2名。

5、検査の手続、検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施しました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により係数審査を行い、平成20年7月末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、各会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（仲沼義春君）次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、公立岩瀬病院組合議会議員、11番、菊地栄助君。

〔公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君 登壇〕

11番（公立岩瀬病院組合議会議員 菊地栄助君）おはようございます。

平成20年6月公立岩瀬病院組合議会の定例会の報告を申し上げます。

平成20年6月27日午前10時開議。

議事日程第1号、第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第2号 平成19年度公立岩瀬病院組合事業会計予算の繰越しについては、6、7病棟の改築等の実施設計業務委託費の繰り越しであります。

議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、須賀川市の平石さんに同意をいたしました。

議案第6号 公立岩瀬病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります、麻酔科を加えるものであります。

議案第7号 公立岩瀬病院診療費及び使用料手数料条例の一部を改正する条例は、療法の額の改正であります。

議案第8号 公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例は、老人保健法を高齢者医療確保法に改めるものであります。

なお、全議案原案のとおり可決しております。

以上で報告を終わります。

議長（仲沼義春君）次に、須賀川地方広域消防組合議会議員、1番、深谷荘一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（須賀川地方広域消防組合議会議員 深谷荘一君）おはようございます。

須賀川地方広域消防組合議会の報告をいたします。

平成20年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会は、去る7月7日月曜日、須賀川消防署本署会議室におきまして午後1時30分より平成20年第1回臨時会を開きました。

議事日程第1号、第1、議席の指定で本会の4町村の改選、配付資料2ページに記載のとおり4名の変更がありました。

第2、会期の決定で1日限りとし、第3、会議録署名議員の指名で5番、大野、6番、沢村議員を指名しました。

第4、議案第5号 須賀川地方広域消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、配付資料3、4ページ改正のとおりであります。

第6、議案第7号 消防ポンプ自動車（CD-型）購入契約締結についてであります、7、8ページの配付資料記載のとおり、仕様4WD車で、湯本消防署に配置するものであり

ます。

第7、議案第8号 高規格救急自動車購入契約締結についても9、10ページ記載のとおりトヨタハイエース2,600ccガソリン仕様の4WD車で須賀川消防署の車両老朽化により更新するものであります。

以上、議案すべて原案のとおり可決し終了いたしました。

以上で須賀川地方広域消防組合議会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、県中地域水道用水供給企業団議会議員、1番、深谷荘一君。

〔県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君 登壇〕

1番（県中地域水道用水供給企業団議会議員 深谷荘一君）引き続き報告させていただきます。

県中地域水道用水供給企業団議会の報告をいたします。

平成20年第3回県中地域水道用水供給企業団議会は、8月8日金曜日、午後3時30分、全員協議会について、石川町生活環境施設組合2階議場におきまして、会議を開きました。

日程第1、会議録署名議員の指名で3番、広瀬、4番、佐藤議員を指名し、日程第2、会期の決定を1日限りとし、日程第3、諸般の報告があり、日程第4、報告第1号 平成19年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計継続繰越の報告については、配付資料1ページの記載のとおりであります。

日程第5、議案の上程及び提案理由の説明があり、日程第6、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成19年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であり、配付資料2、3ページに記載のとおりであります。

日程第7、議案第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成20年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）であり、配付資料4、5ページに記載のとおりであります。

日程第8、議案第5号 県中地域水道用水供給企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。地方自治法の改正により関係条例を整備するもので、新たに県中地域水道用水供給企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例を制定するものであります。詳細については配付書類6、7、8ページの記載のとおりであります。

日程第9、議案第6号 県中地域水道用水供給企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第5号同様地方自治法の改正により資料10ページ記載のとおり改正するものであります。

日程第10、議案第7号 平成19年度県中地域水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。お手元の配付資料11ページより31ページまでの20ペー

ジにわたり詳細に記載されており、監査委員の意見をつけて認定をしました。

以上、すべて議案を原案のとおり簡易表決に可決決定し終了いたしました。

以上で平成20年第3回県中地域水道用水供給企業団議会定例会の報告を終わります。

議長（仲沼義春君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） おはようございます。

それでは行政視察調査報告をいたします。

〔以下、「行政視察調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 次に、議会運営委員会所管事務調査の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

議長（仲沼義春君） 休議します。

休議 午前10時35分

開議 午前10時35分

議長（仲沼義春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番（議会運営委員長 今泉文克君） それでは、私の方から議会運営委員会の所管事務調査の報告をさせていただきます。

〔以下、「議会運営委員会所管事務調査報告書」により報告する。〕

議長（仲沼義春君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

招集者あいさつ

議長（仲沼義春君） 本定例会に当たり、町長からあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） おはようございます。

第6回町議会定例会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの梅雨は空梅雨となり、降水量が例年に比べ少なく農作物への影響が心配されましたが、お盆を過ぎてからは雨の日が続き、不順天候による実りの秋への影響が気がかりな季節を迎えた本日、第6回鏡石町議会定例会を召集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、認定 1 件、議案 9 件、補正予算 9 件の合わせまして19件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、同意、議決を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりごあいさつといたします。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくようお願い申し上げます。

会議録署名議員の指名

議長（仲沼義春君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、10番、木原秀男君、11番、菊地栄助君、12番、小貫良巳君を指名いたします。

会期の決定

議長（仲沼義春君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 9 月18日までの15日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決しました。

町長の説明

議長（仲沼義春君） 日程第 3、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 本日、ここに第 6 回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は空梅雨で 6 月中旬から暑い日が続き、8 月 7 日には福島市において最高気温37.2 度となるなどこの夏一番の暑さとなりましたが、8 月前半まで続いた猛暑もお盆を過ぎてか

らは不順天候が続き、気温も急激に下がり、早い秋の訪れが感じられる季節となりました。

暑い夏の期間中に開幕した北京オリンピックは、前回のアテネ大会を上回る史上最多の204カ国、地域から約1万6,000人の選手、役員が参加、28競技302種目で熱戦が繰り広げられ、先月24日に閉幕したところです。

日本選手の各分野での活躍に全国民が一喜一憂し、選手の笑顔、ガッツポーズそして歓喜の涙に感動されたものと思います。

改めて各選手の活躍と感動を与えていただいたことに対して感謝申し上げ、また4年後の「ロンドン大会」での日本選手の活躍に期待したいと思います。

しかし、一方では北京オリンピックの開会式当日にロシアとグルジアの軍事衝突が発生。オリンピック妨害をねらった警察襲撃事件などが続発するという事態となり、華やかなオリンピックにも暗雲をもたらしたことも記憶に新しいものがあり、今もなお、その戦況が続いていることに憂慮するものであります。

8月28日に東北農政局福島農政事務所が発表した県内の平成20年産水稻の作柄概況によると、田植え後の低温で苗の根づきなどや初期生育におくれがあったものの、6月中旬から8月中旬にかけて気温が平年を上回り、高温多照で生育が回復し、県内の作柄の平均はやや良となる予想と発表しました。

しかし、8月15日以降は日照時間が短く低温でこのままの状況が続いた場合、登熟に影響が出る可能性があるとの予測も出されており、町といたしましても今後の気象状況には注視してまいりたいと思います。

さて、9月1日夜の福田康夫首相の突然の退陣表明記者会見には、全国民が驚いたことと思います。福田内閣は、昨年9月26日に安倍晋三前首相を引き継いで発足してから約11カ月で政権に幕をおろす結果となりましたが、先月2日に発足した改造内閣では、国民生活を重視した国民目線の政治、行政を改造のねらいとし、物価高、景気低迷を解決する決意と強調、安心実現内閣と位置づけ、再スタートしたばかりで国民の期待も大きなものであります。

このような大事な時期での首相の辞任により、国民の政治不信への懸念を払拭するためにも次期首相には強いリーダーシップを発揮され、国民生活に直結する原油高騰に伴う物価高や景気の減速、高齢者に対する後期高齢者医療制度、年金記録不備問題、都市と地方の格差是正などに対して、早い時期にその政策を国民に示すとともに、地方を大切にしたい活力あふれる地域づくりのための政治が行われるよう強く望んでおります。

8年ぶりの日本開催となった主要8カ国首脳会議「北海道洞爺湖サミット」は、7月7日から開かれ、地球温暖化対策、原油価格の急騰や食料危機、北朝鮮とイランの核問題について協議、最大のテーマとされた地球温暖化対策では二酸化炭素(CO₂)などの温室効果が

スの排出量を2050年までに現状比で半減させるとした長期目標について、世界全体の目標として求めることで合意。地球規模での環境対策に弾みがつくことを期待したいと思います。

7月初めには、日本航空が福島空港に就航している大阪、沖縄両路線の全便を来年2月1日に廃止する方針を固めたことが報じられ、県民に大きな衝撃を与えました。

廃止の主な理由については、両路線とも赤字運航が続いており、原油価格の高騰により赤字幅が増大し、路線維持は困難と判断したと報じられております。

福島空港は、平成5年3月20日に開港し、今年で15周年を迎えましたが、福島県を初め周辺市町村にとっては、長期総合計画の中で、臨空型地域開発として福島空港は核となる施設であり、工業団地開発による企業誘致、観光振興、修学旅行や地域間交流などに大きな期待を寄せており、今後さらに飛躍するために必要不可欠なものとなっています。

路線廃止が報じられてからは、県知事を初め関係機関団体の代表による路線の存続要請を日本航空本社に再三にわたり行ってまいりましたが、残念ながら7月31日に沖縄便、8月7日に大阪便の廃止届が国土交通省に提出され、事実上両路線の来年2月の廃止が濃厚となりました。

福島空港の今後の路線維持活動と福島空港の管理については、現在県において検討を進めておりますが、福島県の空の玄関として長く利活用されることを期待したいと思います。

一方、7月以降の町内の動きについては、7月6日に統一選挙として行われた農業委員会委員の一般選挙において10名の公選委員が無投票により決定、関係機関からの推薦委員5名と合わせ15名の新農業委員が誕生し、7月22日には改選後の第1回臨時会が開かれ、新会長に古川ますみさんが選出されたところであります。

現在の農業を取り巻く環境は、以前にも増して厳しいものがありますが、鏡石町の農業振興のために、農業委員の皆さんの一層のご活躍を期待するものであります。

次に、今年度の主要事業の進捗状況についてご報告いたします。

初めに、先月30日に開催された鏡石スマートインターチェンジ町民大会には議員各位を初め、多くの皆様のご参加をいただき盛大に開催できましたことに対して厚く御礼申し上げます。

東北自動車道鏡石パーキングエリアへのスマートインターチェンジの設置につきましては、平成元年に第2次総合計画の中でインターチェンジ誘致を計画して以来の長年の夢であり、地域住民の利便性の向上、地域経済の活性化、救急医療の高度化など、我が町の新しい町づくりに大きな夢と限りない地域発展につながるものとして、大きな期待を寄せているところであります。

昨年9月14日からの社会実験も間もなく1年となりますが、実験開始から8月末現在の総利用台数は約16万1,000台、1日平均約570台の利用台数となっており、先月8日には1日

利用台数が過去最高の750台を記録いたしました。

今後も社会実験延長が予定されていることから、鏡石町鏡石スマートIC社会実験協議会といたしましても、引き続き恒久化に向けて利用台数の増加のためのイベント開催など、各種事業の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

また、関連事業として恒久化に向けたアクセス道路の整備を行っておりますが、今年度予定の工事につきましては先月発注したところでありますので、引き続き関係各位のご理解と利用促進にご協力をお願いするものであります。

地方道路整備交付金事業の高久田一貫線の道路改良は、一日も早く全線開通ができるよう須賀川市と協議を重ねているところでありますが、いまだに進展が見られない状況のため引き続き協議を重ねてまいります。

また、高久田一貫線の補完道路と位置づけされている鏡田499号線は、関係地権者の協力を得て整備促進を図っており、今年度の改良工事については現在発注の準備をしているところであります。

笠石南町地区の久来石行方・蓮池西線は、実施設計が完了していることから、用地買収に向けた準備をしているところでありますので、関係地権者のご理解とご協力をお願いするものであります。

今年度で2年目となる笠石・鏡田線の歩道整備事業につきましても、現在工事発注の準備中であり、歩行者の安全性と利便性を図るため、引き続き計画的に整備促進を図ってまいります。

農業基盤整備促進事業の豊田地区及び小栗山地区の道路改良事業につきましては、順調に推移しており、豊田地区は今年度予定の舗装工事も終了し、現在は区画線など補完工事を行っているところであります。

国道4号線鏡石拡幅事業につきましては、昨年度に引き続き用地買収を進めていることから、町といたしましても工事の早期着工に向け事業の促進を強く要望してまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、都市計画道路変更及び用途地域変更などの業務に加え、区画道路の実実施設計業務を計画しておりますが、先月に関係業務委託を発注いたしましたので、計画的な事業の促進を図ってまいります。

また、用途地域変更につきましては、7月の全員協議会でご説明したとおり、素案について県との協議が整い法的な手続に入ったところであり、現在関係地権者説明会の準備を進めているところであります。

次に、生活環境の整備に向けた下水道整備事業につきましては、岡の内、五斗蒔町地内の舗装本復旧工事を6月に、大池地内の管渠築造工事を8月に発注し、現在工事を進めているところであります。今後も計画されている工事につきましても、早期に発注できるよう努めて

まいりたいと思います。

上水道事業につきましては、平成11年度から実施しております石綿セメント管更新事業については、中央・本町地内の舗装本復旧工事を8月に発注したところです。また、県営成田ほ場整備事業関連の県道須賀川・矢吹線配水管橋梁添架工事につきましても、7月に発注し整備促進に努めているところであります。

長期水道ビジョンに係る町水道事業変更認可業務委託についても6月に発注いたしましたので、今後関係機関等と協議を進めてまいりたいと思います。

町民の元気づくりとして取り組んでおります健康づくり推進事業につきましては、メタボリックシンドローム、いわゆる内臓脂肪症候群に着目した特定健診並びに後期高齢者の健康診査、がんの早期発見を目的とした各種がん検診、介護保険法に基づく生活機能評価等の総合健康診査を地域ごとに9月25日から10月8日までの12日間実施することとしております。

高齢者福祉事業につきましては、第4期の介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画策定に向けて、7月に保健、医療、福祉関係者等から15名の方を策定委員として委嘱させていただき、介護保険事業計画等策定委員会を設置いたしました。

専門的な策定業務につきましては、一部を委託しながら福祉関係施策の実施状況の把握、サービス実績の分析評価、サービス見込み量などのデータ収集、分析等の事務を現在進めているところであります。

また、今月中旬には高齢者の福祉についての関心と理解を深めることを目的とした老人週間がありますが、13日には鳥見山体育館において1,340人の皆さんをお迎えして、高齢者の方々の長寿をお祝いする恒例の敬老会を開催いたします。

昨日3日には、久来石の常松ハナヨさんがめでたく100歳を迎えられ、100歳賀寿の贈呈を行いました。町内には100歳を超える方が6名おられますが、高齢者が生きがいを持ち、健康で過ごせるよう、町といたしましても介護予防と生活支援のための元気アップ教室やすこやか筋力アップ教室、老人クラブや社会教育団体との連携による各種健康教室を開催しているところであり、ますますのご長寿を願うものであります。

環境美化推進事業では、行政区長さんを初め保健委員の皆さんをリーダーに多くの町民の皆様のご参加をいただきながら、これまで3回の町内一斉清掃や衛生活動を実施いたしましたが、清潔で美しい町づくりのためにご協力をいただいていることに改めて感謝申し上げます。

活力づくりとしての産業の振興では、冒頭に申し上げましたとおり雨の少ない梅雨となり異常気象も心配されましたが、降ひょうや大雨等の目立った被害もなく経過しておりますので、実り多い秋を迎えられるよう願うものであります。お盆を過ぎてからの気温の低下と日照不足の心配があり、注意を払ってまいりたいと考えております。

本年度の野菜振興策として進めております、きゅうりの防虫ネット設置補助とホモブシス根腐れ病対策の薬剤助成につきましては、防虫ネットに8棟2,098平米、薬剤助成に19件277アールの実績となりました。今後も効果的な有効活用を図ってまいりたいと考えております。

成田ほ場整備事業につきましては、今年度は既に鈴の川の築堤工事や高野池の取水工事が発注となり、現在は鈴の川の2橋架部工や補完工事の発注準備を進めているところであり、20年度の工事が順調に推進されることを望むものであります。

6月に補正予算として計上いたしました新規の農地、水環境保全向上対策事業につきましては、久来石、笠石、高久田の各地で活動組織が設立され、465ヘクタールの農地を対象に今後5年間にわたり種々の活動が展開されることとなり、農地を核とした地域振興施策の一端を担うものとして効果が期待されているところであります。

次に、人づくりとしての教育文化の振興につきましては、義務教育振興事業として国際理解と英語教育を目的に小・中学校に英語指導外国人教師を招聘しておりますが、外国人教師1名が任期がえとなりましたので、新たな外国人教師をカナダから招き、事業の充実へ向け取り組んでいるところであります。

今年で13回となります海外文化学習事業は、中学生14名により7月24日から8月1日までの9日間、語学や異文化体験としてのカナダでの研修を無事終了し、先月20日に帰国報告会と解団式を行ったところであります。

中国四川省の大地震による学校施設倒壊による大惨事を受け、学校施設の耐震化に対する国の緊急支援措置の拡充を内容とした「地震防災対策特別措置法改正法」が国会で成立し、大規模地震により倒壊等の危険性の高い施設については、早期の耐震化が必要であるとされました。このことから第一小学校校舎耐震診断業務に係る委託費を本定例会に補正予算として提出したところであります。

生涯学習の推進につきましては、社会教育・社会体育の振興を図るため、体育協会、生涯学習文化協会と連携し、これまでに県民スポーツ大会や初夏の文化祭、あやめ祭り文化芸能祭などの事業を実施したほか、各種講座と構成団体の自主事業の充実のための育成支援を行ったところであります。

また、本年度末に予定されている総合型地域スポーツクラブの設立に向けまして、現在設立準備委員会を中心となってプレイベントの実施を積極的に行ってきております。

図書館事業では、ボランティアの読み聞かせ会、子供映画会、造形教室などの事業のほか、小・中学校等への移動図書館を実施しており、公民館事業では小学校4年から6年生を対象にしたアドベンチャークラブや子供の居場所づくり事業としての放課後児童クラブと連携した事業についても計画的に進めております。

青少年健全育成事業につきましては、7月から8月にかけて、ファミリーふれあいウォーキング、子供会対抗親善球技大会、少年の主張鏡石町大会を開催したところであり、これら行事の運営に当たりましては、TPT活動の支援など関係機関の協力と連携により青少年の健全育成を推進しているところであります。

町民総参加のまちづくりと地域振興イベント事業として、町観光協会が主催した第6回あやめ祭りは6月21、22日の2日間、鳥見山公園を会場に開催されましたが、期間中町内外から多くの皆様の来場でにぎわいを見ることができました。フローラの町づくり事業としての町花あやめの普及と安らぎと潤いのある魅力ある町づくりの一助になったものと考えております。

また、来月4日には鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会の主催により第2回鏡石牧場の朝オランダ・秋祭りを開催することとしており、新たなにぎわいの創出と地域活性化を目指し、現在商工会とともに諸準備を進めているところであります。

次に、平成19年度決算の概要について申し上げます。

国においては、平成19年度の地方財政について、経済財政運営と構造改革に関する方針2006に沿って、地方公共団体の自助努力を促すことにより地方歳出の削減に取り組むこととし、特に地方公務員人件費や地方単独事業等の徹底した見直しによって、地方財政計画の歳出規模の抑制を図ってきました。

このような中、我が町においては第4次総合計画の5つの柱を基軸に、各種事業の重点的かつ効果的な事業の執行に努め、一般会計の決算額では歳入41億552万円、前年比5.8%減、歳出40億4,636万円、前年比5%減となり、一般会計決算では、形式収支で5,916万円、繰越財源を差し引いた実質収支では5,860万5,000円の黒字決算となりました。

歳入面については国からの税源移譲と定率減税の廃止により、個人町民税については前年対比約29.7%の伸びとなり約1億円の増額となりましたが、一方で地方交付税を初め、地方譲与税、地方特例交付金、特例地方債の減と町税の伸びに対して国からの各種交付金等の減額が大幅なことから、将来の財政負担を考慮し、適正な起債枠を確保しながら基金取り崩しなどの措置を講じることにより必要な財源を確保したところであります。

歳出面においては、第2次行政改革大綱実施計画により徹底した事務事業の見直しを初め、第4次総合計画の確実かつ着実な推進を図るべく配慮したところであります。

主な事業については、平成19年9月14日に利用開始された鏡石パーキングスマートIC社会実験に伴い、恒久化に向けて鏡田124号線整備事業を初め、これまで重点事業として取り組んできた成田地区ほ場整備事業、公共下水道事業、地方道路整備臨時交付金事業、生活関連道路・排水路整備事業を実施したところであります。

また、ソフト事業として昨年度は町制施行45周年に当たり記念式典の開催を初め、記念事

業として第6回となる牧場の朝YOSAKOI祭りやオランダ祭り、あやめ祭り、第3回鏡石駅伝・ロードレース大会の支援などを開催し、町制45周年を全町民でお祝いしたところがあります。

このほかには、町の将来を担う人材育成と国際化に向けた海外文化学習事業や児童園児国際化推進事業、そして児童福祉の充実として認定こども園整備支援事業への補助、児童手当支給額の拡充、放課後児童クラブ・集いの広場の開設のほか幼稚園・保育所における延長保育の実施、高齢者福祉の充実として第3期介護保険事業計画による介護予防と生活支援などに取り組んだところがあります。

平成19年度末における普通会計の起債残高は60億5,574万4,000円となり、前年比3億3,477万7,000円の減額と年々減少していますが、起債に対する償還が財政全体に対する割合は依然として高く、さらに計画的な財政運営に努めて参りたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月に施行され、財政健全化比率として実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を監査委員の審査に付した上で公表することになりましたが、平成17年度から制度化されている実質公債費比率は21.8%（対前年比0.4%減）となったところがあります。

以上により、平成19年度の上水道事業会計を除く全会計の総決算では76億6,132万7,000円、前年比4.1%減の歳入に対して、75億5,007万1,000円、前年比3.5%減の歳出となり、実質収支で1億5,570万1,000円、前年比15.7%減の余剰金を生じ、次年度繰越を行うこととなりました。

なお、上水道事業会計につきましては、給水人口が1万1,612人、使用メーター数では4,181件と前年度に比べ49件の増加、年間給水量は138万8,604立方メートルで前年度に比べ7,373立方メートルの減となり、1日平均給水量は3,794立方メートルでありました。年間給水量の減少の要因は、節水意識の高まりによる減少ではないかと分析しております。

収支決算においては、水道事業収益で2億3,067万円、水道事業費用では2億733万円となり、2,333万9,000円の黒字決算となりました。

次に、今定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

認定第2号の平成19年度各会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計ほか各特別会計並びに上水道事業会計の10会計について決算認定をお願いするものであります。

これら決算につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき監査委員の決算審査意見書を付して、さらに当該年度における主要施策の成果並びに予算執行実績報告書を提出いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、今年から昨年6月に施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであり

ます。

議案第78号の監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員であります中西勉氏から一身上の都合により9月30日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、その後任といたしまして、鏡石町中町587番地在住の根本次男氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第79号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の遠藤栄一氏と常松誠氏の任期が今月末で満了となるため、両氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第80号の教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、現委員の稲田耕彦氏と吉田栄新氏の任期が今月末で満了となるため、現委員の吉田栄新氏を再任し、新しく鏡石町岡ノ内281番地1、常松ゆかり氏を選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、さきの第169通常国会において再可決されました地方税法一部改正法案に基づき、ふるさと納税制度が5月1日に施行されましたので、より有効に活用するため、ふるさと納税制度の具体的取り扱いについて定めたものであります。

議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきましては、本年5月12日、中国四川省で発生した大地震により学校施設が倒壊し甚大な被害を受けたことにより、国においても学校施設の耐震化に向けた支援措置が決定しましたので、耐震診断の実施による改築など文教施設の維持管理に向けて計画的に基金を積み立てるための条例の制定であります。

議案第83号 鏡石町特別職等報酬審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第85号 須賀川地方保健環境組合理約の変更についてまでの3議案につきましては、過般の通常国会において地方自治法の一部改正法案が可決され、議員報酬と他の報酬を区分するための字句の改正であります。

議案第86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更につきましては、今年度末の企業団の解散に伴う事務の承継を円滑に行うため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

次に、各会計の平成20年度補正予算につきましては、前年度の決算に伴う繰越金の処理が主なものでありますが、平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)につきましては、主な歳出では総務費3,440万3,000円のうち19年度繰越金2,450万円を財政調整基金積立金へ、民生費へ270万9,000円、農林水産業費へ596万2,000円、土木費へ2,236万2,000円、消防費へ1,470万4,000円、教育費832万4,000円などを補正するものであります。

以上により一般会計の補正予算の総額は9,741万1,000円となり、その結果、本年度の歳入歳出予算の総額は39億7,741万1,000円となります。

主な歳入の財源につきましては、国庫支出金として312万6,000円、財産収入442万9,000円、19年度繰越金4,860万5,000円と特別会計からの繰入金2,492万9,000円を充当するものであります。

次に、特別会計補正予算のうち国民健康保険特別会計（第2号）については1,100万6,000円を追加、前年度決算に伴う繰越金の予備費への充当予算を計上、老人保健特別会計（第1号）については2,012万4,000円を追加し、国・県負担金及び支払基金交付金の返還金、一般会計繰出金等に係る予算を計上、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳出予算の組み替えに関する予算を計上、介護保険特別会計（第1号）については3,195万3,000円を追加し、前年度繰越金に係る介護給付費準備基金積み立て及び介護給付費国庫補助金等返還の予算を計上、工業団地事業特別会計補正予算（第1号）については177万4,000円を追加し、企業立地意向調査に係る業務委託費等に係る予算を計上、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、4,412万3,000円を追加し、下水道管梁の老朽化による補修工事に係る予算を計上したほか一般会計繰出金、公債費に係る借りかえに伴う予算を計上、農業集落排水事業特別会計（第1号）については239万2,000円を追加し、繰越金の一般会計繰出金等に係る予算を計上、上水道事業会計（第1号）については、成田ほ場整備事業に伴う関連の県道須賀川・矢吹線バイパス配水管橋梁添架工事等に係る予算を計上いたしました。

以上、今定例会に当たりまして町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき議決賜りますようお願いを申し上げます。

認定第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第4、認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

〔議会事務局局長 面川廣見君 登壇〕

議会事務局局長（面川廣見君） 〔認定第2号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） ただいま上程されました認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年度の一般会計と国民健康保険特別会計など9特別会計、それに上水道事業会計を合わせました11会計の決算が整いましたことから、ここに監査委員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

各会計決算の概要につきましては、別冊決算書の1、2ページの総括表により説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、設置が予定されている決算審査特別委員会において説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、初めに一般会計でございますが、歳入で41億552万6,000円、歳出では40億4,633万6,000円、形式収支で5,916万円であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引きました、いわゆる実質収支は5,860万5,000円、さらに平成19年度実質収支から平成18年度の実質収支を差し引いた単年度収支はマイナス3,827万円となったところでございます。

次に、特別会計についてご説明を申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございますが、歳入13億1,109万6,000円、歳出12億5,708万9,000円、形式収支が5,400万7,000円、実質収支同額、単年度収支がマイナス304万3,000円であります。

老人保健特別会計では、歳入9億7,849万円、歳出9億7,848万6,000円、形式収支で4,000円、実質収支同額、単年度収支はマイナス1,000円であります。

介護保険特別会計では、歳入5億7,502万4,000円、歳出5億4,459万3,000円、形式収支3,043万1,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス1,270万7,000円。

土地取得事業特別会計では、歳入328万4,000円、歳出326万7,000円、形式収支1万7,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス22万8,000円。

工業団地事業特別会計では、歳入8,054万9,000円、歳出7,877万4,000円、形式収支177万5,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス322万4,000円。

次に、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計では、歳入6,512万4,000円、歳出6,380万4,000円、形式収支132万円、実質収支同額、単年度収支126万3,000円。

公共下水道事業特別会計では、歳入4億6,738万3,000円、歳出4億6,018万円、形式収支720万3,000円、実質収支同額、単年度収支223万5,000円。

農業集落排水事業特別会計では、歳入6,367万3,000円、歳出6,183万円、形式収支184万3,000円、実質収支同額、単年度収支79万8,000円。

育英資金貸付費特別会計では、歳入1,117万8,000円、歳出1,068万2,000円、形式収支49万6,000円、実質収支同額、単年度収支マイナス2万8,000円あります。

これら合わせた10会計の合計が、歳入では76億6,132万7,000円、歳出で75億507万1,000円、形式収支1億5,625万6,000円、実質収支1億5,570万1,000円、単年度収支ではマイナス5,320万5,000円となったところでございます。

次に、上水道事業会計について申し上げます。

別冊上水道事業決算書の1ページには、総括事項といたしまして本年度末における給水人口、年間給水量、さらに事業概要等の実績についてまとめたものでございます。

4ページからの上水道事業決算報告書によりましてご説明を申し上げます。

まず、(1)の収益的収入及び支出につきましては、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業収益が2億3,067万300円、営業費用と営業外費用を合わせた水道事業費用が2億733万356円となりまして、当年度は差し引き2,333万9,944円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページの(2)の資本的収入及び支出につきましては、企業債と国庫補助金を合わせた資本的収入が3,925万円、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出が1億3,614万4,707円で、収支差し引きマイナス9,689万4,707円となっております。この不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金及び当年度分消費税並びに地方消費税資本的収支調整額で補てんをしたところでございます。

以上、平成19年度の一般会計並びに9特別会計、さらに上水道事業会計を合わせた11会計の決算概要を申し上げます。よろしくご審議をいただきまして認定賜りますようお願いを申しあげまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(仲沼義春君) これをもって提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から決算審査の意見及び財政の健全化に関する審査の意見を求めます。

監査委員、中西勉君。

〔監査委員 中西 勉君 登壇〕

監査委員(中西 勉君) 平成19年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定めた書類並びに各基金の運用状況について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成19年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

第1 審査の概要

1. 審査の対象

- (1) 平成19年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成19年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成19年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成19年度鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成19年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成19年度鏡石町決算付属書類
- (13) 平成19年度各基金の運用状況

2 . 審査の期間

平成20年 8 月 4 日から平成20年 8 月 7 日まで。

ただし、上水道事業会計は、平成20年 5 月26日に実施いたしました。

3 . 審査の手続

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書（歳入歳出決算事項別明細書）、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況の書類について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施いたしました。

第 2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

第 3 決算の概要

(1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりであります。

一般会計及び特別会計の計数は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させ

ていただきます。

上水道事業会計の計数も以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額(形式収支)は1億5,625万6,000円の黒字となっており、実質収支額は1億5,570万1,000円となっております。

この内訳は、一般会計5,860万5,000円、特別会計9,709万6,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものは国民健康保険特別会計の5,400万7,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては2,333万9,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては9,689万5,000円の不足額が生じました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金6,642万7,000円、建設改良積立金2,700万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額346万8,000円で補てんをしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございますが、計数の読み上げは省略させていただきます。

(3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は以下のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていただきます。

第4 基金の運用状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数の読み上げは省略させていただきます。

第5 審査意見

当年度における我が国経済は、当初は好調な輸出に支えられて堅調に推移したものの、後半は米国経済の減速や原油・原材料価格の高騰等により、景気の先行きに不透明感が強まる状況となりました。

福島県内におきましても生産活動の増勢基調に一服感が見られるとともに、公共工事の減少や個人消費の伸び悩み等により、景気は減速感が続きました。

一方、地方財政の三位一体改革以降、ますます財政抑制傾向が強まっている中、平成19年6月には地方財政健全化法が公布され、新たな判断比率のもとに地方自治体は以前にも増して、自主的・主体的に財政健全化に取り組むことが求められることとなりました。

こうした中で、本町の歳入面では国の税源移譲により、自主財源の大宗を占める平成19年度町税収入済額は前年度比8,961万4,000円の増収となりましたが、一般会計歳入額合計で

は2億5,499万1,000円の減少となっており、財政規模は大幅に縮減いたしました。

この要因として、地方債の圧縮や地方譲与税及び地方交付税の減少のほか、個人町民税収納率が現年課税分で2.11ポイント悪化しており、税収確保の観点から引き続き抜本的な対策を講ずる必要があります。

また、平成19年度国民健康保険税の収納率も前年度比0.97ポイント悪化し、収入未済額は1億8,376万6,000円と調定額の約3割に達しています。国保財政は依然厳しい状態が続いており、総合的な滞納対策が喫緊の課題となっております。

一方、歳出面では平成19年度一般会計決算額は、前年度比2億1,396万円の減少となりました。人件費、物件費の継続的削減に加え、建設事業費の大幅カット等が主たる要因であります。

こうした厳しい歳出削減の努力にもかかわらず、経常収支比率は86.8%と前年度比1.2ポイント悪化し、財政構造は年々弾力性が失われてきています。

今後、少子高齢化の進展や人口動態の変化を見据えると、毎年の歳出削減により住民生活や新たな町づくりにも大きな影響が出てくることも予想され、歳出削減一辺倒だけではおのずと限界も見えてきます。

人口増加や産業振興に対するきめ細かな施策を講じて、歳入増加を図り「住んでみたい、住んでよかった」町づくりのため、財源の重点的かつ効率的な配分に努めていただきたいと思います。

続きまして、平成19年度鏡石町財政健全化の審査意見について申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条により審査に付された、平成19年度鏡石町財政健全化判断比率とその算定基礎事項を記載した書類及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見書を提出いたします。

平成19年度鏡石町財政健全化審査意見書

1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

各健全化判断比率の計数は以下のとおりであります。計数の読み上げは省略させていただきます。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

平成19年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準には該当しません。

連結実質赤字比率について

平成19年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準には該当しません。

実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は21.8%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は187.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はありません。

続いて、平成19年度鏡石町水道事業会計経営健全化審査意見について申し上げます。

1 . 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 . 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものと認められます。

なお、資金不足比率の経営健全化比率は20.0%であります。

(2) 個別意見

資金不足比率について

19年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当しません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

以上でございます。

議長(仲沼義春君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(仲沼義春君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定の件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員の選任については、議長において指名することに決しました。

平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、深谷荘一君、2番、今駒英樹君、3番、渡辺定己君、4番、今駒隆幸君、5番、根本重郎君、6番、大河原正雄君、7番、柳沼俊行君、8番、今泉文克君、10番、木原秀男君、11番、菊地栄助君、13番、円谷寛君、14番、円谷寅三郎君の12名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議いたします。

休議 午前11時43分

開議 午前11時51分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので報告いたします。

平成19年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に14番、円谷寅三郎君、同副委員長に7番、柳沼俊行君が選任されました。

議案第81号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第5、議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの新条例につきましては、さきの第169通常国会の衆議院において再可決されました地方税法の一部改正法案に基づき、ふるさと納税制度が5月1日に施行されたことに伴い、本制度の趣旨に踏まえ有効に活用するため、新たに条例を制定するものでございます。

条例につきましては、6ページにありますのでごらんになっていただきたいと思います。

ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましては、全7条から構成されておりまして、第1条では条例の設置目的を、第2条においては基金の積立を、第3条におきましては基金の管理に関する規定、第4条につきましては基金の運用について、そして第5条につきましては基金の運用益金の処理に関する規定、第6条につきましては基金の処分のできる場合の規定をしております。第7条は委任規定を定めたものであります。

また、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしたものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

議案第82号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（仲沼義春君） 日程第6、議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及

び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

局長の議案朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、木賊正男君。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの新条例につきましては、去る5月12日の中国四川省で発生いたしました大地震により学校施設の倒壊による大惨事は大変痛ましい出来事でございます。国においては学校施設の耐震化を加速させる必要性に迫られ、学校施設の耐震化に対する国の緊急措置を大幅に拡充することを内容といたしました地震防災対策特別措置法改正法が過般の国会で成立いたしました。

町といたしましても、学校施設等を初めとする文教施設の耐震診断の実施による改築を初め施設の維持管理に向けて計画的に基金を積み立てるため、本条例を制定するものでございます。

条文につきましては8ページになります。

鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例につきましては、全文で7条で構成されてございまして、第1条では設置目的を、第2条では基金の積立を、第3条では管理に関する規定、第4条では運用について、第5条では運用益金の処理について、第6条につきましては処分に関する規定をしてございます。そして第7条では委任の規定でございます。

そして附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしたものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。ご審議をいただき議決賜りますようお願い申し上げます。
議長（仲沼義春君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件は、総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 11時58分

平成20年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年9月5日(金)午前10時開議

- 日程第 1 議案第78号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第83号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第84号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第85号 須賀川地方保健環境組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更について
- 日程第 8 議案第87号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第88号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第89号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第90号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第91号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第92号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第93号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第94号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第95号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	深谷 荘一 君	2番	今駒 英樹 君
3番	渡辺 定己 君	4番	今駒 隆幸 君
5番	根本 重郎 君	6番	大河原 正雄 君

7番	柳 沼 俊 行 君	8番	今 泉 文 克 君
9番	仲 沼 義 春 君	10番	木 原 秀 男 君
11番	菊 地 栄 助 君	12番	小 貫 良 巳 君
13番	円 谷 寛 君	14番	円 谷 寅三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	副 町 長	大河原 直 博 君
総 務 課 長	木 賊 正 男 君	税 務 課 長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	参 事 兼 農 業 課 長	小 貫 忠 男 君
都 市 建 設 課 長	椎 野 優 偉 君	上 下 水 道 課 長	小 林 政 次 君
教 育 課 長	佐 藤 節 雄 君	教 育 課 長	遠 藤 栄 作 君
会 計 管 理 者 長	八 巻 司 君	参 事 兼 農 業 委 員 長	稲 田 耕 祐 君
兼 出 納 管 理 員 長	曾 根 巧 君	農 業 委 員 長	古 川 ますみ 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 廣 見	主 任 主 査	相 楽 信 子
-------------	---------	---------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届出者は皆無であります。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） 本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

議案第78号の上程、説明、質疑、採決

議長（仲沼義春君） 日程第1、議案第78号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第78号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第78号 監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります中西勉氏から、一身上の都合により9月30日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、その後任といたしまして、鏡石町中町587番地在住の根本次男氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によって、議会の同意いただきたく、提案するものであります。

根本氏は鏡石町高久田出身で、株式会社常陽銀行に入行されて以来、須賀川支店を初め東京支店など各支店を勤務、平成9年4月に人事部付参事役に就任、平成14年8月、定年により退職されております。現在は町社会福祉協議会監事のほか、福島県共同募金会鏡石町分会監事を務められております。職業柄、計数管理にすぐれており、地域社会への貢献も積極的になされ、温厚で人柄もよく、監査委員として最適任者と思われるので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し意見を求めます。

5番、根本重郎君。

〔 5 番 根本重郎君 登壇 〕

5 番（根本重郎君） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第78号 監査委員の選任につきまして、賛成の意見を申し上げます。

町内高久田地区出身の根本次男氏は、須賀川高校商業科を卒業後、常陽銀行へ入行し、須賀川支店を初め東京支店、日立支店、郡山支店、大宮支店等において副支店長等を歴任し、住宅ローン古川センター長を務められた後、人事部付の参事役につかれ、株式会社星総合印刷管理部長として出向され、平成14年8月に常陽銀行を退職されました。銀行退職後も望まれて、引き続き約2年間、星総合印刷管理部長としての要職を務められております。また、鏡石町においては、現在、社会福祉協議会と共同募金会で監事役を務められており、人格、識見とも卓越しております。つきましては、長年の銀行における職務経験や企業勤務での管理経験による識見等は監査委員として適任であると思っておりますので、議員皆様方のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第78号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 起立全員 〕

議長（仲沼義春君） 起立全員であります。

したがって、議案第78号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前10時05分

開議 午前10時08分

議長（仲沼義春君） 引き続き会議を開きます。

議案第79号の上程、説明、質疑、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔 第79号議案を朗読 〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は3名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、現委員であります遠藤栄一氏と常松誠氏の2名の委員が、今月30日をもって任期満了となりますので、両氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し意見を求めます。

意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 意見なしと認め、これをもって意見を終了いたします。

これより議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、議案第79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

議案第80号の上程、説明、質疑、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第80号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） ただいま上程されました議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります稲田耕筰氏並びに吉田栄新氏が、今月30日をもって任期満了となりますので、吉田栄新氏には再任を、稲田耕筰氏の後任といたしまして、鏡石町岡ノ内281番地1在住の常松ゆかり氏を教育委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意いただきたく提案するものであります。

常松氏は郡山女子大短期大学部を卒業され、現在は第一小学校PTAとして図書ボランティアなどに参加、学校教育、社会教育に深い関心を持たれており、地域活動にも積極的に参加され、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任者と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、質疑を省略し意見を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての賛成意見を申し上げます。

ただいま上程されました議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて、上程されております常松ゆかり氏につきまして、賛成の意見を申し上げます。

常松氏は町長の説明にもありましたように、教育行政に関する関心が高く、現在小学生を持たれる母親として、じかに子供たちと接しており、PTA活動のほか、第一小学校における学校図書ボランティアとして積極的な活動を実践しておられます。また、日常生活においては温厚実直にして地域の人望も厚く、教育委員として最も適任であると思えます。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって、意見を終了いたします。

これより議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

議長（仲沼義春君） 起立全員であります。

したがって、議案第80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前10時16分

開議 午前 10 時 17 分

議長（仲沼義春君） 引き続き会議を開きます。

議案第 83 号～議案第 85 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第 4、議案第 83 号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 5、議案第 84 号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに日程第 6、議案第 85 号 須賀川地方保健環境組合規約の変更についての 3 件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、議案 3 件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第 83 号議案～第 85 号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

ただいま一括上程されました議案第 83 号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第 85 号 須賀川地方保健環境組合規約の変更についての 3 議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例並びに規約の変更につきましては、過般の通常国会におきまして可決されました地方自治法の改正法案に基づき、議員報酬と他の報酬を区分するための字句の改正でありまして、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

具体的には 10 ページでございます。

鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第 2 条中「報酬」を「議員報酬」に、「報酬等」を「議員報酬等」に改めるものであり、附則といたしまして、この条例は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行するとしたものでございます。

次に、議案第 84 号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、12 ページでございます。

前議案同様でございますが、各条文中「報酬」とあるのを「議員報酬」に改めるものでございまして、附則におきましても、施行の日を地方自治法の一部を改正する法律の施行の日

とするものでございます。

次に13ページでございます。

議案第85号 須賀川地方保健環境組合理約の変更につきましても、前議案同様、第7条中「報酬」とあるのを「議員報酬」に改めるものであり、附則においては、施行の日を福島県知事の許可のあった日とするものでございます。地方自治法286条第1項の規定によりまして、協議がございましたので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、一括上程されました3議案につきましてご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第83号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号 須賀川地方保健環境組合理約の変更についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第7、議案第86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更についてを議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第86号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） ただいま上程されました議案第86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの県中地域水道用水供給企業団規約の変更につきましては、今年度末の企業団の解散に伴います事務の承継を円滑に進めるため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、構成市町村議会の議決をお願いするものでございます。

規約につきましては、第5章規約による特別な定めとして、第13条「企業団の解散に伴う事務の承継については、構成団体の議会の議決を経て行う長の協議をもって決める」をつけ加えるものでございまして、附則といたしまして、この規約は知事の許可のあった日から施行するとしたものでございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第8、議案第87号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第87号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 大河原直博君 登壇〕

副町長（大河原直博君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第87号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、主に平成19年度決算に伴う繰り入れ、繰越金などに係る調整と防災及び自然災害対策としての施設整備等に係る事業費などを見込んでおきまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,741万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,741万1,000円とするものでございます。

18ページの第2表地方債補正におきましては、防災対策事業費を追加し、臨時財政対策費の限度額を1億6,030万円に変更するものでございます。

詳細につきましては、22ページからの事項別明細によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

副町長（大河原直博君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 31ページの耕作放棄地対策事業ということで、耕作放棄地全体調査委

員賃金ということではありますが、これらについてどんな仕事をするのか伺っておきます。

もう1点、37ページの第1分団の屯所にかかわる件でございますが、これについては、建築工事ということで、私のちょっと内容が知らない部分もあるんですが、敷地が決まったの建築だと思っております。そのことから、建築場所等が決定しているのであれば、その点も伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

耕作放棄地関係の調査につきましては、国のほうで5年をめどに、国全体の耕作放棄地を解消したいと、それには食料の自給率向上なども合わせてという考えでありまして、現在までも統計上、耕作放棄地につきましては調査をしていた経過はありますが、今回の調査につきましては、国のほうで4月に耕作放棄地の調査要領並びにガイドラインが示されまして、現在までの調査と変わりがまして、全国一律に一筆ごとに3段階、赤、黄、青というふうな区分をした中で一筆ごとに調査をし、さらに、それらの調査が終わった後には耕作放棄地の解消の計画をつくって、5年後をめどに耕作放棄地を解消するというふうな内容でありまして、今までの調査と変わりがまして一筆ごとに細かい調査をするということで、町内を幾つかに分けて、調査委員に賃金を支払いながら調査をしていきたいという形での賃金というふうな内容であります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 7番議員のご質問にお答えを申し上げます。

37ページの第1分団屯所に要する経費の中での質問の中で、屯所の場所が決定していればというようなことではありますが、内々に地権者とは交渉しておりまして、内諾を得ましたので、地権者との交渉をさらに進める中での予算化というふうなことで、場所につきましては久来石転作センターの入り口の農地の一部を購入するというところで交渉を進めているところでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） 5番の根本であります。

二、三点、29ページの中にある中断から下の社会福祉協議会の補助金が126万円あるんで

すけれども、これ当初にも多分あると思うんですけれども、これはなぜこういうふうな形になるのかというのと、あと、柳沼議員の質問にもありました耕作放棄地全体委員を選ばなかったんですけれども、これ各方部ごとというふうな話もちょっとあるんですけれども、何名くらいでどういう人がなっているのか。

あとは、33ページのスマートICアクセス道路外路灯の設置なんですけれども、これはどの辺に何カ所くらいあるのか。

37ページの中の中段のほうにあります防火水槽法面改修工事なんですけれども、これは1カ所なのかあるいは何カ所かあるのかどうか。

あと、その下の第1分団の屯所の場所は分かったんですけれども、これは面積というか、どのくらいを予定しているのか。

以上、よろしくお願いをします。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

29ページ、民生費の中の社会福祉協議会補助金の関係であります。こちらにつきましては、この4月に議会事務局長が町職員の派遣からプロパーの職員になったということで、その中で社会福祉協議会の支援という中で、今回協議を進めておりまして、その人件費相当分ということで、今回補助金を補正予算で提案させていただいたところであります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

耕作放棄地関係でございますが、現在のところ、場所、人数等につきましては、農業委員さんが受け持つような地区を、農業委員さん15名いらっしゃいますが、この15名の方にご協力をいただきたいというような考えで予算を計上いたしました。

議長（仲沼義春君） 都市建設課長。

〔都市建設課参事兼課長 椎野優偉君 登壇〕

都市建設課参事兼課長（椎野優偉君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

土木費の中の道路新設改良費の中での工事請負費、スマートICアクセス道路外灯設置工事の場所と数量ということでのお尋ねでございますが、下り線のアクセス道路を出たところ、非常に暗いということで、下り線の出口から現在アクセス道路として使っております真島さんの作業小屋のところまで、外灯を2基予定しております。これにつきましては、当初、高

速道路のほうの照明等もございましたので、ある程度はその照明で賄えるのではないかということを進めてきたわけですが、なかなか、敷地の中での光量が出口のほうまでは拾えなかったというようなことで、今回2基設置をしたいということで、補正を計上いたしましたので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

防火水槽の法面の改修工事につきましての箇所数ですが、1カ所でございます。久来石の城ノ内地内になります。

次に、公有財産購入の中での面積でございますが、こちらにつきましては畑で252平米、約80坪ぐらいの農地というふうなことでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

8番、今泉文克君。

〔8番 今泉文克君 登壇〕

8番（今泉文克君） ただいま補正で副町長のほうから説明もあったんですが、公有財産の売却ですか、財産収入の分、22ページの土地売払収入ということで、境区保留地192平米、これが説明では、前の全協ですか、説明では総額で300万円ということで伺っております。坪数にして58坪くらいになっているかと思うんですが、そうしますと坪単価5万1,000円というふうな値段であります。境につきましては町でもこの春にも、多額の助成というんですか、組合、事業達成に向けてのバックアップをしているところでございます。その中で、このように坪5万円で売却というのはこれはどのようなところでですね、一般的な住宅の売買単価にしては随分安いかなというふうに思いますので、周りに対する影響もこれ、町がこの単価でやった場合には、かなりの影響が出てくるだろうと思います。何か特殊な事情があって、このような周辺単価と比べて安い価格で販売されたのか、この数字が間違っていないかどうか確認させてもらいながらお伺いいたします。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 8番議員のご質問にお答えを申し上げます。

22ページの15款財産収入、2款の財産売払収入、3目の土地売払収入の中での442万9,000円のうちであります。境土地区画整理地内の土地約300万円というふうなことでございます。こちらにつきましては、いわゆる区画整理の中で付保留地がございまして、地形的な部分では、持てる土地との高低差が1.5メートルほどございまして、盛り土をしなければ

ばこの土地については用途に供しないというふうなこともございます。そんな中で、町のいわゆる第2次行財政の改革大綱の中で、遊休地の処分というようなこともございまして、いずれの本町地内の土地もでございますが、遊休地としてございますので、そちらの中で減額要素を踏まえましての単価設定でございますので、一般の住宅の用に供する土地としての機能は果たしていないというようなことでの減額をした中での5万1,000円程度の価格設定でございますので、ご理解いただければと思います。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第87号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号～議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第9、議案第88号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第10、議案第89号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）並びに日程第11、議案第90号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の3件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君）〔第88号議案～第90号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） ただいま一括上程されました議案第88号から議案第90号について説明を申し上げます。

まず、議案第88号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。提案理由の主な内容につきましては、前年度医療給付費等の確定に伴うものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,400万6,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきましては、48ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上が内容であります。

続きまして、51ページになります。

議案第89号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）であります。提案理由につきましては、平成19年度事業実績に伴う精算によるものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,712万4,000円とするものであります。

補正の詳細内容につきましては、54ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上が詳細内容でございます。

59ページへ移ります。

議案第90号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。補正の内容につきましては、このたび保険料徴収方法について制度改正が行われたことによる保険料収納先費目の予算額の組み替えと、広域連合納付金の一部を保険料還付金に組み替えるものでありまして、予算の総額につきましては変更はございません。

詳細内容につきましては、62ページの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 以上、3会計につきましてご説明を申し上げました。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） ただいま説明をいただきました国保財政の件ですが、補正に関係して、ちょっとお聞きをしたいことがございます。

議会冒頭で監査の中西さんから審査意見が述べられまして、平成19年度国民健康保険というのを、収納率も前年度比0.97ポイント悪化し、収入未済額は1億8,376万6,000円と、調定額の約3割に達しているということで説明があったんですね。それで今、この補正予算の説明を聞いておりますと、繰越金が1,100万6,000円補正増になっているんですね。我々、普通の常識でいけば、これほどの金額が収入未済だったら繰越金がこれほど出るというのは、素人の感覚では理解ができませんけれども、そこをもう少し、どのようにしてこれほどの収入未済額で未収がいっぱいあるのに繰り越しがこれほど出るのか、その辺の事情を、状況をもう少し分かりやすくご説明いただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員のご質問にお答えを申し上げます。

繰越金関係でございますが、繰越金の発生につきましては、医療費が思ったほど伸びなかったということでの繰越金でございます。課税額を必要以上に課税したということでの繰越金ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） ことしの4月から、この後期高齢者医療制度は始まり、また事業も開始しているわけでありますが、その中で今回、特別徴収保険料、普通徴収保険料、この中で差しかえというんですか、結局、制度上改正による差しかえだと、この辺の内容についてご説明をお願いいたします。

それと事業が始まったばかりで、この広域連合に納める金が100万円減額され、また還付金が逆に戻ってくると、この辺の仕組み的なことをご説明お願いできればと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

特別徴収から普通徴収へ変わったと、変わる制度ができたということの理由でございます。

が、これにつきましては新聞、報道で報じられているように、扶養あるいは本人の住民税申告、あるいは所得税申告につきましては、控除ができるような配慮をすべきという政府案の決定によるものでございまして、変更がされたというような内容でございます。

それと保険料の還付金の関係でございますが、これにつきましては現在保険料を納付していただいておりますが、仮徴収で納付してもらっている中で、死亡やあるいは保険料変更によるものなどがある場合に、還付しなければならないということございまして、還付金の設定をしたということでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） 特別徴収保険料、この仕組みは結局年金からの差し引きということであらうと思うわけでありまして、それで制度改正によって、それではちょっと問題だということで大分騒がれまして、普通徴収に一部変わったと、この普通徴収の内容について、要するに町民が理解できるようにお願いします。というのは、結局徴収しにくいシステムの一部が取り入れられたと、これによって町は国保であのような未納額がありながら、今度は介護保険でもそういう一面が出る可能性もあるわけだと、私は理解している関係上、この辺どういう仕組みか、もっと具体的に教えていただければありがたい。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員の再質問にお答えをいたします。

普通徴収の内容ということでございますが、普通徴収の内容につきましては、特別徴収である方が、ここにいるときに滞納額などないというようなことなどに条件を付されまして、本人の申請に基づきまして口座振替により、年金から直接天引きされるのではなく、本人の申請によって銀行の指定口座を指定した中で、そこから保険料を徴収してもらおうというふうな制度でございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） いろいろやはり経済が厳しいという中でこの辺が、今度どんどんふえる可能性というのはあるのかないのか。年金からの徴収が一番結局制度的にはいいのかなと思って、私たちもこの後期高齢者医療制度については、もろ手を挙げて賛成した関係上、この辺がふえてくると、かなり、あとからまた弊害が出てくるのかなと思っているものですから、この辺は今後ふえる可能性はあるのかないのか。また、こういう希望者が、現在では町

民からあるのかないのか、その辺も伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

今後、こういった制度による保険料の納付がふえるのかどうかというご質問であります。過日、10月から振り替え希望をされる方ということで申し込みをとったわけですが、今回におきましては、約200の方が口座振替に変更するというような申請でございました。今後につきましては、そう多くはないんじゃないかなというふうに事務局としましては考えておるところでございます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） ただいま上程されました第90号、後期高齢者医療制度について、少し質問させていただきます。

後期高齢者医療制度、始まったわけですが、保険料、国で5割、それから次世代の負担率というんですか、それが4割、そして75歳以上の方々が1割、そういうふうな保険料で今運営されているわけですが、ただ、この医療制度、2年ごとに見直しということが明記されております。予想ですけれども、平成22年度、これ予測ですけれども、5対3対2になる予想を立てておるわけです。つまり少子化がどんどん進んで、今まで次世代の方々が4割負担しているんですけれども、少子化によって、3割ぐらいになるんじゃないかと、そのような予想が立てられるわけですが、そうなると、老人の75歳以上の方々の負担率が2割にふえてくるというように予測立たるわけですが、それによって、また今後そのような予測が立っている中で見直しというんですか、それをどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 3番議員のご質問にお答えをいたします。

保険料の負担割合についてですが、現在、現役世代4割というふうにおっしゃっていましたが、そのとおりでございまして、これが少子高齢化に伴いまして負担が減れば、被保者の負担割合がふえるということが報じられているわけですが、現在まだそういった予想段階での話でありまして、今後の具体的な話については、何というんですか、確かなところ伝わってきておりませんので、しばし静観せざるを得ないかなと、そんなふうと考えて

おるところでございます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第88号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第89号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第12、議案第91号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第91号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） ただいま上程されました議案第91号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算は平成19年度の決算に伴う繰越金等の補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,195万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,945万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、68ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

健康福祉課長（今泉保行君） 以上ご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第91号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第13、議案第92号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第92号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第92号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、繰越金の確定及び駅東第一土地区画整理内の用途区域が一部準工業地域に変更されることに合わせ、企業誘致活動関係経費の補正をするものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ5,616万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、76ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 以上ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） この歳出の一般管理費の中で委託料77万6,000円、当初で50万円上がっています。それで今回は別な形で、この数字からいうと77万円が上がるみたいなので、合計百二十何万円に委託料はなるのか、それとも、いや、そうではないと、前のやつにプラス20何万円77万円となるのか、伺っておきます。

それと、もう1点は、意向調査の内容ですか、どんなことをするんだということで、その辺の説明もお願いします。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

第1点目の当初予算に計上された分につきましては、環境整備関係の委託料ということでございますので、今回の補正につきましては、記載のとおり、調査業務関係の委託の補正を行うものであります。この補正の委託業務の内容でございますが、パンフレットを作成した場合にはいろいろな企業、関係機関団体等に、鏡石町でこれから工場誘致ができる土地ができたというようなお知らせをするために、対象企業等の絞り込みをしたいというふうなことであります。福島県は、特に関東からの進出企業が多いわけですが、東京を初めとする近県、

ちょっと数は承知しておりませんが、何十万社というふうな数があるかと思います。ここに全企業に送ることは不可能でありまして、さらに経費も使うこと、さらには送ったものが有効には使われないのではないかということも考えますと、ある程度条件をつけて絞り込みをする必要があるかということでありまして、今考えておりますのは、地域、エリアの指定、さらには業種、それからあと今回経費を払いますので、ある程度進出、それから規模拡大なども見込まれる企業を抽出した形でやりたいというふうな形で委託をしたいというような内容であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 7番、柳沼俊行君。

〔7番 柳沼俊行君 登壇〕

7番（柳沼俊行君） たびたび細かいところについて申しわけない。

歳出の総務費、一般管理費ということで、節でこの番号が入っているわけですね、そうすると、旅費は9番、13番は委託料だと、前の委託料は了解しました。今の委託料も了解しました。そうすると、前の委託料プラスこれではないんですかと。というのは計1,275万円だから、その辺は私の今までの見方が違ったんだか、何かここでちょっと気になったものだから、その点を伺っておきます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問のとおり、プラスしての予算ということでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（仲沼義春君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

議案第92号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第93号～議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第14、議案第93号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第15、議案第94号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）並びに日程第16、議案第95号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

したがって、3件を一括議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

議会事務局局長（面川廣見君） 〔第93号議案～第95号議案を朗読〕

議長（仲沼義春君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課参事兼課長 小林政次君 登壇〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） ただいま一括上程されました議案第93号、議案第94号並びに議案第95号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、78ページの議案第93号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,412万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,682万3,000円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、81ページの「第2表 地方債補正」のとおり下水道高資本対策借換債3,340万円を追加するものであります。

内容につきましては、84ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、91ページをお開き願います。

続きまして、議案第94号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,539万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、94ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 次に、98ページをお開き願いたいと思います。

続きまして、議案第95号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第2条収益的支出の第1項営業費用に220万円を増額し、第4項予備費から220万円を減額するもので、収益的支出の総額に変更はございません。また、第3条資本的収入及び支出につきましては、過年度分損益勘定留保資金7,085万円を7,522万5,000円に改め、第1款資本的支出の既決予定額に437万5,000円を追加し、1億2,237万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、100ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

上下水道課参事兼課長（小林政次君） 以上、一括上程されました3議案につきましてご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲沼義春君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、採決に入ります。

初めに、議案第93号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休会について

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議事の都合により、9月6日から9月15日までの10日間、休会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、9月6日から9月15日までの10日間、休会することに決しました。

散会の宣告

議長（仲沼義春君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時42分

平成20年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成20年9月16日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1は議事日程に同じ

追加日程第2 認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
決算審査特別委員長報告

追加日程第3 議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について
総務文教常任委員長報告

追加日程第4 議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する
条例の制定について
総務文教常任委員長報告

追加日程第5 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

追加日程第6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

出席議員(14名)

1番	深谷 莊一君	2番	今駒 英樹君
3番	渡辺 定己君	4番	今駒 隆幸君
5番	根本 重郎君	6番	大河原 正雄君
7番	柳 沼俊行君	8番	今泉 文克君
9番	仲 沼 義春君	10番	木原 秀男君
11番	菊地 栄助君	12番	小貫 良巳君
13番	円谷 寛君	14番	円谷 寅三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 政 雄 君 副 町 長 大河原 直 博 君

總務課長	木 賊 正 男 君	課長兼會長	角 田 勝 君
健康福祉課長	今 泉 保 行 君	民課長員局	小 貫 忠 男 君
都市建設課長	椎 野 優 偉 君	町兼課委局	小 林 政 次 君
教育長	佐 藤 節 雄 君	上 下 水 兼 育 兼 委 員 委	小 遠 藤 栄 作 君
會計管理室長	八 卷 司 君	農 業 農 業	稻 田 耕 筈 君
兼出納管理員	曾 根 巧 君	稅務參事	古 川 ますみ 君
選舉委員會		稅務參事	

事務局職員出席者

議事局長	面 川 廣 見	主任主査	相 樂 信 子
------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（仲沼義春君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は皆無であります。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

一般質問

議長（仲沼義春君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

渡 辺 定 己 君

議長（仲沼義春君） 初めに、3番、渡辺定己君の一般質問の発言を許します。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） おはようございます。

3番議員、渡辺定己であります。初めてトップバッターとして登壇させていただきました。皆様方のご指導のもと、通告しました2項目について質問をさせていただきます。

多くの夢と希望と感動を与えてくれた北京オリンピック、北島選手の連続の2冠、女子柔道の活躍、ソフトボールの上野選手の3連投による金メダルの獲得、そして福島県勢の活躍、入賞できなかった選手は、次は入賞、メダルに届かなかった選手は、次の4年後のロンドンオリンピックを目指し、練習を重ねてぜひともメダルを持ち帰ってほしいと思うところであります。

また、残念なことも起きております。NGOペシャワール会の静岡県出身の伊藤和也さん31歳がアフガニスタンで遺体で発見されました。地元住民に密着した農業支援活動をしてきて、志半ばでまことに残念でなりません。断じて許されぬことではないでしょうか。国際貢献のあり方についても、もう少し対応が必要ではないかと考えさせられます。

私の知り合いの方も、海外支援活動をしておられました。現在では退任され、海外からの留学生の受け入れを主に行っており、ことしもマレーシアの方と一緒に桃狩りに来られて、現地には桃がないのでお土産に持って帰ることで、1箱大事そうに持って帰国いたしました。現地からのお礼の手紙が送られてきて、家族ともども感激をいたしました。

それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

まず、(1)の町消防団の人材確保についてであります。

鏡石町消防団、大河原団長を中心といたしまして173名の団員の皆様方には、日ごろ町民の生命と財産を守り、事があるときには仕事を投げ出し、日々活動をなされている姿に対しまして敬意と感謝を心より申し上げます。

消防白書によりますと、消防活動を担う団員数は年々減少をたどっております。町においても、定数208名に対して現在団員数は173名であります。毎週土曜日、朝5時40分より10分間、「おはよう ニッポン全国消防団」というラジオ番組を放送しております。いろいろな方々がコメンテーターとして出演し、全国の市町村の消防団に電話をかけて、活動報告、問題点などを話しております。7月19日の放送では、福島市の婦人消防隊のことが放送になりました。内容を話しますと、指人形で各地を回り、防災の徹底と入隊を募集して歩いているそうです。

また、宮崎県のある町の消防団では、友人を誘って一緒に入団しようという運動を展開して、今では各分団定数に達しており、その功績が認められ、特殊車両のポンプ車が配備され、毎週2回の点検と使用訓練を行っているそうです。

質問事項を7つほど挙げましたが、実際に取り組んでいる事例やら、検討している事項もあるかと思いますが、 から質問させていただきます。

年間行事を作成して勧誘時に説明をして、活動のせめて3分の1ぐらい参加できることがあれば、またよく理解をしてもらい、先ほどの事例のように、友人を誘って入団できるような環境づくりも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

についてでございますが、町や消防団に対する企業の社会的貢献度をマスコミ、広報紙やホームページなどを活用し、企業PRを含めて地域へアピールをし、理解を得て団員の確保、また増員につながるよう協力要請、そして企業などの貢献に対する表彰制度を導入してはと思いますが、いかがでしょうか。

ですが、サラリーマン化している現状で、地域の安全・安心を確保するためには消防団の活躍は不可欠であり、招集率アップを図るため、一例ではありますが、諸税等の軽減措置を図れないか、また財政厳しいところですが、団員の報酬、あるいは出動手当の見直しはできないか、お尋ねしたいと思います。

であります、女性消防隊の見直しが今不可欠と考えられます。PR活動も大事であります、災害時のときの活動も今後考えなければならぬと思いますが、難しい点もあるでしょうが、数々の訓練を重ね、有事に対応できる隊として位置づけを考慮すべきと思われませんが、団への編入についてはいかがでしょうか。

としましては、地域における防災のかなめとして、平常、災害時を問わず、その地域に密着し、地域の安全を守っている消防団と地域行政とのコンセンサスを大いに図り、行政区

と連帯し、消防団の事情を知ってもらうのも大事ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

であります。保育所、幼稚園で避難訓練等を実施していることはよく話に聞きます。消防精神を教える学習の時間、また消防団員の訓練の見学をさせたりと、将来的視野での教育の場もあってもよいのではないのでしょうか。

としては、現在、有事の際、団員が二、三名、時間帯では一、二名程度の人数しか集まらなくてポンプ車を出動できない状況にあります。地元の場合、OBの方々がお手伝いをしますが、昨年高久田地区で火災が発生したとき、団員2名で、1人は新人団員でポンプのエンジンのかけ方もわからず、私がお手伝いをし、水を出した経過がありますが、ただ、これはほんの一例であります。けが、事故などが発生した場合、どうしようもないのが現状であります。OBの組織化を考え、火災、災害時に協力をいただき、万一の事故やけがが生じたときの補償や保険などを検討してはと思いますが、いかがでしょうか。

から7項目を挙げて質問しましたが、町民の皆様方の深いご理解とご協力がなければ実現しないものであります。町民一人一人のご支援を賜り、1つ目の質問を終わります。

続きまして、(2)の水田転作への対応について質問に入ります。

第1次農林水産業は衣食住を、大昔からこの三本柱を賄ってきました。ここ二、三十年前から石油繊維、建材などの人類の生活が大きく変化してまいりました。少子高齢化が進み、食生活の多様化など、国民の米離れは続き、平成18年度1人当たり年間消費量は61キロと、40年前のおよそ半分になってしまいました。自給率は39から40%台で推移して、依然として食料を外国に依存してきて、食料の安全・安心が国内外から裏切られ、安全性が懸念される現状であります。

しかしながら、米価の下落の大きな要因は、米の需要を上回る生産であり、水田耕地面積は253万ヘクタール、畦畔面積14万ヘクタールを除いた作付面積239万ヘクタールで、85万ヘクタールの水田において、米にかわる作物を安定的につくる条件を整備することが必要であると思われませんが、ただ、水田では米をつくるのが一番よいわけではありますが、生産過剰米対策として飼料米、加工米等が挙げられます。

畜産飼料として稲ホールクロップサイレージ、稲WCSが注目されております。稲WCSは、もみが完熟する前に刈り取り、フィルムで円筒形に包んで発酵させた飼料であり、刈り取り機1機種1,500万円ぐらいする高価でもあり、補助事業の対象にはなりますが、更新時期になりますと難しい点があります。

泉崎の畜産農家に話を聞いたところ、稲WCSは稲作農家10アール当たり5万円、畜産農家にも10アール1万の補助金がつき、10アール当たり9から10ロール生産され、畜産農家買い取り1ロール3,150円、水分65%、190から200キログラム、機種によって違いがありま

すが、輸入乾燥牧草と比べても金額的にほとんど変わりなく、栄養価としては中の上に位置して、食い込みもよく、牛の疾病も少なく、ビタミンAを豊富に含み、ただ、肉のさしの部分が少し入り悪いが、日保ちは非常によいと話しておりました。また、試作の段階であるため除草剤、農薬の制限があり、収穫したロールに番号制を取り入れ、製品の管理を徹底しているということでもあります。

群馬県に研修に行ってきたときの話を聞いたところ、群馬県においては補助金10アール当たり6万円、飼料米の米で10アール当たり20俵収穫できる品種を導入し、草丈も長く、10アール当たり13から15ロールできるようで、種子不足が来年度の課題になっているとのことでした。なお、群馬県においては転作率100%であるそうです。

加工米については、利用されているのがくず米、多用途米やミニマムアクセス米などの低価格の米に限られてきましたが、米価の下落、国際的小麦の高騰などにより価格の差が減少してきた要因があり、我が国で500万トン輸入している小麦と米粉との混合粉の利用拡大によって、10%の輸入小麦が米粉に置きかわれば、米需要は50万トンも増加すると言われております。町の水田転作率は50%を超え、今後の対応策が急務と考えられますが、次の5項目について質問いたします。

の、各部門別に補助金が国・県より支払われておりますが、未達成により補助金の繰上償還または減額を心配するところではありますが、その点についてお伺いいたします。

に、転作作物にはキュウリ、イチゴ、果樹、主に麦、大豆などがありますが、作物は土地を選びます。直播などは転作カウントになりますが、麦、大豆となりますと人手、時間がかかり、集団による方法もありますが、機械も制限されます。

以前町ではハト麦を作付けした経過がありますが、現在、我が町に見合った作物の選定、これはどの地域においても頭の痛い問題ではありますが、関係機関、農家と連帯して考えなければならぬと思うわけではありますが、いかがでしょうか。

ですが、転作作物で担い手が新規に果樹を作付けした場合、収穫時期までの支援策がありますが、桃栗3年柿8年、梨の18年と言われてきました。植えつけ時はいろいろな支援策がありますが、その後の農薬散布、肥料など、多くの労働と費用を要するわけであり、最低も5年くらい収穫ができるまでかかり、その時期の支援策は考えられないかお尋ねします。

ですが、イチゴの輸出を試みたところ、2回目に成功した事例がありますが、町としてイチゴに続くものとして、桃など町内産の果物を輸出を試みてはと思っておりますが、いかがでしょうか。

としては、子供たちの教育の場で、食物の大切さ、重要性を体験学習をさせてはと思っておりますが、学校給食で国内産の米、野菜、果樹などを利用しているわけではありますが、今後の自給率を上げるためにも、保育所、幼稚園、小学校で体験しながらの食育の大切さを学習さ

せてはと思いますが、そうしたことが農業の後継者の増加につながるように取り組んではと思いますが、いかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 3番、渡辺議員の質問にお答えいたします。

1番の消防団員の人員確保と対策について、 と について私からご答弁をいたします。

地域防災の担い手として欠かせない消防団員の数が全国的に激減していることは周知のとおりでございます。本町においても、先ほどお尋ねのように208名の定員から実際173名、秋季検閲、あるいは式などについては100名を割るような状態になっておりまして、本町においてもまさしく団員の確保は必須の課題となっていることを認識しているところでございます。

そこで、 の団員確保または増員につなげる企業に対しての協力、あるいは表彰制度のお尋ねでございますけれども、表彰制度の考え方については、町外企業への勤務者が非常に町の若者も多いわけございまして、消防団員の実態を調査して、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

番の団員不足による災害時のOBの組織化、あるいはそれらの活用についてのお尋ねでございますけれども、OBの組織化については私どもも検討はしておりますけれども、現在、活動の制限、そして民間のOB組織では保険制度がまだ確立されておらないため、それらの消防の活動に対して十二分な補償等がされていないというようなことで、今後それらについても十分検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございますが、ほかの質問については担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） おはようございます。

3番、渡辺議員の質問で、2番目の水田転作への対策の 番、食育の大切さを子供たちに教育の場で体験学習をさせてはどうかというような質問でございますけれども、これに対しお答え申し上げます。

近年、食生活をめぐる環境の変化に伴って、健全な心身を養い、豊かな人間性をはぐくむための食育推進は喫緊な課題となっております。

現在、保育所、幼稚園においては、栄養士や専門講師等による食育教室、伝統食づくりや保育所、幼稚園の畑を利用した野菜の栽培、収穫体験などを実施し、食の大切さや楽しみを

みずから実感させる取り組みを行っております。

また、小中学校では食育教室や野菜の栽培、収穫体験等に加えて各教科の中で食育と関連づけた指導や、給食、生徒会活動、課外活動の中でも食育に関する活動を行っているところがございます。この10月には専門講師をお招きしまして、保護者を含めた講演会を予定されております。

国の施策としましては、食育基本法に基づく食育推進基本計画の中で、学校、保育所における食育の推進がうたわれております。食育はあらゆる世代において必要でありますけれども、子供に対する食育は特に重要であると考えておりますことから、農業体験や食品廃棄物の再生利用等に関する体験学習を含め、関係機関と連携を図りながら今後とも子供たちへの指導を充実していきたいと考えております。

以上、私のほうの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、町消防団員の人員確保と対策についての中で、まず の年間行事を立て、理解を図り、活動しやすい環境が必要だよというふうなご質問に、まずご答弁を申し上げます。

年間行事につきましては、年度当初に幹部会に諮りまして年間行事を立て、団員に周知しているところでございます。本町においての団員につきましても、サラリーマン団員が多いことから、あらかじめ行事を立てて周知することが必要であるというふうなことの中で行っているところでございまして、主な行事といたしましては年度当初の辞令交付式、ポンプ操法大会、秋の検閲、出初め式等となっております。なお、消防団幹部と連携を図りながら消防団行事を進めていきたいと思っております。

次に、 のサラリーマン化している現状で団員の招集率アップを図るため、出勤手当の見直し、また諸税等の軽減措置を図れないかとのご質問でございますが、出勤手当につきましては1回1,600円で、近隣市町村では高い位置にありますので、現在のところ見直しは考えてございません。諸税につきましては、国において消防団員の優遇税制の創設について希望しているところでございます。

次に、 の女性消防隊の団への編入につきましては、さきの組織強化検討会の中でも提案がございしますが、現在隊員の確保に苦慮している状況でありますので、関係者と女性消防隊のあり方について協議を深めてまいりたいと思っております。

次に、 の地域行政と連携し、団員確保の促進を図ってはどうかとのご質問でございますが、区長会等に消防団員確保についてお願いをしております。今後引き続き、今後の勸

誘のあり方について協議しながら、団員確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、 の消防精神を幼年時代に植えつけ、将来的視野での団員勧誘につなげることはにつきましてでございますが、町内の鏡石町幼稚園、成田幼稚園、岡の内幼稚園、鏡石町保育所の幼年消防クラブにおきまして、消防精神を普及してございまして、ご質問にありました避難訓練、消防署の見学、紙芝居等により啓発をしておりますが、今後、より効果的な方法を含め、引き続き普及、推進に努めてまいりたいと考えてございます。

私からは以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 産業課長。

〔産業課長兼農業委員会事務局長 小貫忠男君 登壇〕

産業課長兼農業委員会事務局長（小貫忠男君） おはようございます。

3番議員のご質問の大きな2番の から についてご答弁させていただきます。

大きな2番、水田転作への対策についての、 転作未達成により国からの補助金の減額はについてのご質問であります。現在、生産調整の実施に伴う国からの補助金、交付金は、すかがわ岩瀬地域水田農業推進協議会へ産地づくり交付金等として総額9,255万4,000円の交付額であります。この中から、鏡石町へは飼料作物等の転作等としまして、昨年度実績で481万6,000円が交付されております。

現在、国では水稲の過剰作付に対する対策として、福島県に対し、強く過剰作付の解消に取り組むよう指導がなされ、町においても東北農政局が中心となり、過剰作付の解消の推進が行われております。国では、過剰作付の解消がなされない場合にはペナルティーを課すと言っており、今後産地づくり交付金を初めとするさまざまな補助金について減額されることが予想されます。

ただ、現在具体的な内容等は示されておりません。なお、国・県の補助事業等を要望する場合には、補助事業の採択に際し、生産調整の達成状況が採択の大きな要素となり、生産調整が未達成の場合には採択が受けられにくくなっております。

次に、 転作作物でいろいろ明記されているが、町に合った作物の選択の考えはについてのご質問であります。すかがわ岩瀬地域水田農業推進協議会では、水稲にかわる土地利用型作物として麦、大豆、飼料作物を地域振興作物として位置づけ、水田農業ビジョンにおいて重要な品目として位置づけられております。麦や大豆については特に全国的に見て非常に低い自給率であることから、食料自給率の向上に向けた対策として振興されているところですが、鏡石町の水田の条件、また気象状況等から、なかなか生産の拡大が進んでいない状況であることはご承知のとおりであります。

このような状況の中、鏡石町に合った転作作物としてどのようなものがあるのか、また水田を水田として活用しながら生産調整を行うことができる稲発酵粗飼料、いわゆる稲ホール

クroppサイレーヅWCSや飼料米、さらには小麦粉にかわる米粉などについても、関係機関や農業者団体と調査研究を進めているところであります。また、町の特産物であるキュウリやイチゴなどの蔬菜や、リンゴ、桃などの果樹についても転作作物として引き続き振興してまいりたいと考えております。

次に、転作作物で若い担い手が新たに果樹を作付けした場合、収穫時期までの支援策についてであります。果樹栽培につきましても、特に新規で導入してから生産が安定するまで数年が必要であり、その間の収入が非常に少ないことから、農業経営が非常に難しいことは認識しているところであります。

転作作物としては、さきのご質問のご答弁のとおり、果樹についても町の特産物であることから、産地づくり交付金の対象として支援していくことで、地域水田農業推進協議会で対象作物となっております。さらに、若い担い手の果樹栽培技術の向上を図るため、町農業振興推進委員会と須賀川農業普及所に協力をいただきながら、新規就農者等の果樹技術研修会を開催しております。

今後も技術支援とともに、農業所得の向上に向けた取り組みを生産調整の推進とあわせて行っていきたいと考えております。

次に、イチゴ等を海外に輸出を試みているが、今後、町内の桃等輸出の考えはについてのご答弁であります。ご存じのとおり本年2月と3月に県が主体となり、町内で栽培されたイチゴが関西空港を経由し、香港に試験的に輸出されました。2月の輸出試験では輸送方法や鮮度管理などの問題で店頭での販売ができませんでしたが、3月の輸出試験ではさきの問題に対処し、販売を行うことができ、ある一定の評価が得られました。

首都圏を初め、全国の消費地へ農産物を出荷していますが、少子高齢化の進行などにより国内需要の先細りも予想される中であって、海外へ輸出していくことは産地の活性化にとっても重要なものであります。

福島県産農産物の輸出状況については、昨年の実績で桃が台湾を主体に55トン、リンゴでは香港を主体に0.5トンとなっております。町においてもリンゴ、桃、梨などの果樹が多く栽培され、農業所得の向上に寄与されているところであります。販売に際しては、各農家の大部分がそれぞれの販売ルートで販売しているところであり、輸出を行うとなると対象国や地域別の植物・動物検疫の条件が多様で複雑なことや、鮮度を保つ物流ルートの整備が必要なこと、さらに相手国の商習慣など、代金決済などルールが複雑で、それらに習熟する必要があり、また原油の高騰による輸送コストの問題など、クリアすべき条件が多く、容易に解決できない課題も残され、個々の農家の対応だけでは困難であります。

このため、JA等の農業者団体や国・県などの上部機関からの支援や指導、協力が不可欠となります。産地としてのブランド化を図るためにも、生産者が一体となった取り組み

や福島県産農産物として県一体となった取り組みを行うことも重要と考えております。

今後は守りの農業から攻めの農業へ転換することも必要であり、海外へ目を向けていくことも求められておりますので、町としても関係機関と協力しながら農業振興とあわせた地域活性化の手段として研究をしてまいりたいと考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 3番、渡辺定己君の再質問の発言を許します。

3番、渡辺定己君。

〔3番 渡辺定己君 登壇〕

3番（渡辺定己君） 大変失礼しました。

再質問させていただきます。

（1）の町の消防団員の確保についてと（2）の水田転作について、2点について明確なご答弁をいただきました。町長さんにも答弁いただいたんですが、ただ1点だけ再質問させていただきます。

消防団人材の確保の7番目でございますが、対策としては国・県など、どこの自治体でも頭の痛い問題ではあると思います。町民の深いご理解、そして消防団幹部による環境づくりも大事なことと思われませんが、すぐに効果が出るわけでもなく、関係者のご苦労をお察しいたします。

ただ、消防団に私たちはお手伝いはできます。OBにおいても、勤めとか仕事の内容で、また時間帯によっては難しい面もございますが、協力体制の準備はできております。行政区、OB会等で協議の上、体制づくりをしていきたいと思うところでもあり、一例で1ないし2個分団で試してはと思いますが、いかがでしょうか。

以上で再質問終わります。よろしく申し上げます。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対するご答弁を申し上げます。

大変ありがたいご提案でございます。本町に限らず、全国的にいわゆるOB、あるいは一般の方を協力者として活動、あるいはその他についてご協力願っているという事例も承知しております。

そこで、消防団員のOBを活用する方法として特定の活動、あるいは役割のみ参加する機能別活動、そういうふうに分けられるわけでございますけれども、仮に筒先を持って火災の防御に当たるというようなことに考えた場合に、そのとき、万が一のときの場合に対するいわゆる保険等ですね、今のところ確立されていないというようなことでございますので、そ

の辺をもう少し我々も上部、国やそういったところに、その辺の制度的に可能ならしむるようなことを要望していかねばならないと思っております。そういう後方支援、あるいは雑踏整理等々、いろいろ活動の対応はあると思いますが、それらについても整理をして、ご協力いただくべき点についてはご協力をお願いしたいなと思っております。

それから、本町においては大変消防団員の、いわゆる退職する年齢が非常に若いわけであり、ます。会津のほうでありますと、50、60でも消防団員として入っております。本町においてもせめて40代ぐらいまで入っていただければ、それも可能かと思いますが、なかなか慣習、慣例もございますので、消防団の幹部ともいろいろご相談をしながら確保に当たっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 3番、渡辺定己君の一般質問はこれまでとします。

根 本 重 郎 君

議長（仲沼義春君） 次に、5番、根本重郎君の一般質問の発言を許します。

5番、根本重郎君。

〔5番 根本重郎君 登壇〕

5番（根本重郎君） おはようございます。5番の根本であります。

9月定例会、2番目に質問をさせていただきます。

1年前の9月定例会のときにも、びっくりしたとの発言をいたしました、1年後にまたびっくりしたと言うことは思いも寄らないことでありました。本当にびっくりいたしました。

安倍総理が突然やめ、就任した福田総理が1年にもならないうちにまた突然やめるとは、テレビや新聞などのマスコミでは、いろんな人がいろんなことを言っておりますが、本当のところはなかなかわからない。多分、こうなんではないかと思っております。

安倍さん、福田さん以外のどこの党も、あるいは党首も、国民のためと言いながら、国民のほうを向いていなかったと思っております。さきの小泉元総理を含め、野党のすべての党及び党首は、国民の目線、国民の生活、国民の何がしなど同じことを言っておりますが、そうではなく、すべてが我が党のために、自分の党のために言っていると思えないわけがあります。

安倍さん、福田さんには、ある意味では本当に国民のためにいろいろやろうとしたと思っております。しかし、できなかつた。まじめ過ぎの面があったかもしれません。つまり人がよかつたのではないかなと思っております。

しかし、福田さんは気がついた。国民のため、国民の目線、国民の生活重視などと、国民のほうだけを向いてはだめなんだと、自分の党に目を向けていくべきだと思ったと思っ

ております。2大政党制の弊害に気がついたというふうに思っております。それで、自分を犠牲にしても党の生き残りをかけることにしたと。

今、自民党の総裁選が真ただ中にあります。5人が立候補し、毎日テレビや新聞などで朝昼夜と取り上げ、よしあしはともかく日本中をにぎわしております。民主主義の中では、出たい人を出せる。出たい人を力で押さえ込むのでは天と地ほどの差があります。これにマスコミが飛びついた。事実、現実はそのとおりになっているわけでありまして。ますます、これからどうなるか政治から目が離せないようになっております。

北京オリンピックが行われ、連日、日本勢の活躍が生中継されておりました。しかし、今のパラリンピックでの報道は、それらに遠く及ばないものがあります。寂しい感じがいたしますが、現実であります。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

初めに、エコライフについてであります。

原油高や原材料高により、環境に対する関心が高まっております。そこで、以下のことについて質問をいたします。

義務教育の中で、エコに関する教育はどのようなことがなされているのか。

生涯学習の中にある出前講座の中で、環境に関する出前の件数はどれくらいあったのか。

レジ袋の削減についてであります。

1、町内の大手スーパー3社でのレジ袋削減対策の現状はどのようなことが行われているか。

2、マイバッグの持参率はどれくらいか。

3、削減対策には店、業者だけでは限界があると思います。行政とのタイアップはできているのか。

4、県の「ふくしまの環境家計簿」これらは各家庭に配られたと思うんですけども、それと似たようなことを町で計画できないものかどうか。

次に、防災についてであります。

昔は、天災は忘れたころにやってくると言われますが、今は忘れないうちにやってくるのが現実であります。

去る9月7日に行われました県中地方鏡石町総合防災訓練では、現実を想定され、参加した住民はもとより、町民の方々の防災に対するの実施方法、動きを学ぶことができたのではと思っております。

それでは、以下のことについて質問いたします。

備蓄品についてであります。

鳥見山公園内にある備蓄倉庫には、何がどれくらい入っているのか。

また、何年かに1回品物の入れかえをしようと思うんですけども、その時期はどうか。

3、入れかえをしたときの、主に食料品等の処分はどのようにしているのか。

家庭に貸し出している防災無線機についてであります。

このような質問をなぜするのかといいますと、結構、この家庭用にある防災無線機を設置している市町村は多いわけでありましてけれども、電池を何年も交換していなくて、非常時、停電時には使い物にならないというようなことが全国の中に数多くあるといわれております。それで、現在町には何台貸し出しているのか。

2、停電のときのために電池が入っているが、その期限は、寿命はどれくらいなのか。

3、電池を交換しない家庭も多いと思いますが、それらへの指導はすべきだと思うんですが、どのようにすべきか。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本議員の質問で、1番のエコライフについての質問がありました。

まず最初の義務教育の中でエコに関する教育はどのようなことがなされているかというような質問でございますが、環境教育については学習指導要領に基づきまして、小中学校では社会、理科、生活、家庭、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に生活環境や自然環境の大切さ、環境に関する諸課題や問題解決のための学習などを各教科の内容に沿って指導しております。

また、学校での節電、節水やミスプリントの再利用、給食廃油、給食用パックのリサイクルなどはもちろんでありますけれども、各学校とも児童、生徒会を中心にアルミ缶やプルタブの回収、花壇、観察園を活用して植物を育てる活動などを行っております。

平成18年度からは、第一、第二小学校とも、省エネルギー実践活動として地球温暖化防止のための福島議定書事業に参加しまして、児童、教員が一体となってエコ事業に取り組んでいるところであります。

次に、2番目の出前講座の件数ということでありましてけれども、年度によりまして講座のメニューの数、それから受講状況が異なりますけれども、平成16年度については5つのメニューに対して8件、17、18年度は8つのメニューに対してそれぞれ1件、19年度は6つのメニューに対して3件の受講となっております。本年度は7つのメニューを準備しておりますけれども、今のところ受講実績はありません。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

大きな1番のエコライフについての、レジ袋の削減についてご答弁を申し上げたいと思います。

1つ目の、町内の大手スーパーでのレジ袋削減対策の現状はについてでございますけれども、町内3カ所のスーパーはともにレジ袋の削減のため、オリジナルバッグやバスケットの配布、販売を行ったり、随時マイバッグ持参の店内放送によるPR活動など、レジ袋削減に取り組んでいただいております。

また、各スーパーとも、マイバッグ等の持参によりレジ袋を辞退した場合には、ポイントやスタンプを付与しまして、ある程度たまった時点で1ポイント当たり3円から6円程度で還元する活動を行っております。

次に、2番目のマイバッグの持参率でありますけれども、町内スーパーの聞き取りを行ったところ、それぞれの店や時間帯によりばらつきはありますが、おおむね20%前後の持参率とのことであります。

次に、3)の削減対策には限界があると思うが、行政とのタイアップということですが、レジ袋削減につきましてはスーパーや商店で独自の削減策を講じておりますけれども、足並みをそろえたり、あるいは広域で実施することにより、さらに効果が上がることも考えられます。今後、商工会や事業者の皆様とタイアップすることによりまして、より効果の上がる方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、4)の県の「ふくしまの環境家計簿」のようなことについて町で計画できないかということでもありますけれども、「ふくしまの環境家計簿」は各家庭等で排出する温室効果ガスの量を計算するための家計簿であります。過日、民間団体や各事業者団体、報道機関、行政機関、学識経験者等で構成しました地球に優しい福島県民会議県中地方会が設立され、その事業計画の中で環境家計簿の取り組みが承認されたところでございます。

本町では女性団体連絡協議会が構成団体になっておりますので、連携した中で福島県環境家計簿の推進を図りまして、各家庭での二酸化炭素排出量を理解してもらい、排出量の削減を促してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私からは、2の防災についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、 の備蓄品につきましての中で、備蓄倉庫には何がどれくらい入っているのかのご質問でございますが、現在、防災備蓄倉庫には緊急浄水器 1 台、発電機 1 台、延長コード 2 台、非常用給水袋500枚、ポリタンク 5 個、ポリバケツ20個、ビニールシート50枚、テント 1 張り、車いす 1 台、非常用毛布40枚、タオル50枚、ロープ 2 巻、スコップ 7 本を保管してございます。

2) の品物の入れかえ時期につきましては、特に非常食等の備蓄はしていないので、入れかえの時期は特にございません。

また、3) の入れかえた時期の品物の処分につきましては、食品が備蓄してございませんので、それぞれ入れかえの中身につきましては、その時期を見ての処分となることをご理解いただければと思います。

なお、食料品につきましては、地域防災計画の中で町内のスーパー等と防災協定を結んでございますので、そちらの中から供給されるというふうなことになってございます。

次に、 の家庭に貸し出している防災無線機についてのご質問でございますが、1) の現在何台あるかについては、貸し出し台数は2,516台となっております。

次に、停電のときのための電池が入っているが、その期限はどれくらいかのご質問でございますが、電池の使用期間につきましては約 1 年でございまして、停電で引き続き使用した場合には、約 5 時間以上の場合にその都度交換していただくことになってございます。

また、電池を交換しない家庭も多いと思うが、それらの指導はにつきましてのご質問でございますが、使用方法につきましては広報紙、また防災無線で引き続き周知を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5 番、根本重郎君の再質問の発言を許します。

5 番、根本重郎君。

〔 5 番 根本重郎君 登壇 〕

5 番（根本重郎君） 再質問をさせていただきます。

1 番のエコライフの中の出前講座の中での環境に関する……、資料を机にちょっと忘れてきたんですけども、環境の項目 7 あって、今、19年度の決算審査やっているんですけども、決算の中には環境に関する出前というのは多分調べたら 1 件もなかったと思うんですね。この 1 件もないというのはどういうふうなあれが、興味がないのかなと一瞬思ったんですけども、そうではなくて、周知をしていないのかなと一瞬考えたんですけども、それはやはり今、洞爺湖サミットから、恐らく以前からそうですけれども、環境に関することに対しては非常に世界中で興味があり、いろいろと議論がされているわけですけども、やはり環境を、これだけではなくて、もう少しふやして、あるいはもう少し現実に合ったようなこと

も必要ではないかなというようにも考えますので、それはどう思うか。

戻って申しわけないんですけれども、1番の義務教育の中のエコと、あと の4) ふくしまの環境家計簿のようなことというのは、隣の須賀川市で、環境家計簿の中で学校と家庭通して取り組んでいるやつがあるんですよね。見ると、須賀川三小、西袋二小、大東小ということで、親子で、このふくしまの環境家計簿とは少しあれが違うんですけれども、チェックとして買い物のおきも持ってきたバッグあるからとレジ袋を断った、エコマークがついている商品など環境に優しいものを買った、ペットボトル、空き缶、空き瓶などを分別してごみを出した、いろいろとあって、8項目からあって、それをチェックして家庭でこのくらいできましたよというようなことを集計したものがあるんですけれども、こういうようなことをやはり実践活動の中で、ただ学校の教育の中で話をするということではなくて、実践的にやればもっと興味が出てくるのではないかなという、レジ袋の1番2番にも関係するんですけれども、やはり親子で買い物に行って、親がレジ袋を欲しいといったときに、子供は要らないですよと、持ってきていますよというようなやっぱり教育は必要ではないかなと。そうすることによってレジ袋の削減、あるいはマイバッグの持参率も上がるというようなことが考えられると思うので、それらを学校ばかりでなくいろんな課とタイアップしてできないものかどうか、やっぱりすべきであるというふうに思うんですけれども、どうなのか。

あと、防災についての1番の2)と3)、食料品は町内のいろんな業者とタイアップしている必要ないというようなこともあるんですけれども、長期保存の食料品というのはやはり必要だなと思うんですけれども。いろんな意味で、例えばこの辺はそんな大きな災害等がないので、そこまで考える必要はないと言われればそれまでだと思うんですけれども、やはり今回行ったみたいな防災訓練、しょっちゅうあるわけではないと思うんですけれども、そういうようなことを町で独自にやる場合には、その長期保存したような、例えば乾パンとか缶詰とかをその時期をねらって開封をして、この町の中にはこういうようなものが長期保存されているので、災害はないと思うけれども、あったときには安心して避難できて生活できますよというようなことはやはり必要と思うんですけれども、その点はどうなのか。

あと、家庭に貸し出している防災無線機についてでありますけれども、寿命は1年くらいということで、交換するのは本人でありますけれども、やはりこれらの指導、例えば電池を何年で交換したかという方法は、多分貸し出しするときには話はするのではないかなと思うんですけれども、やはりそれでは徹底しないというようなこともあると思うので、例えば防災無線等でなくても何か、はがき等であると金はかかると思うんですけれども、やはり1回はそれをやって、その電池交換を必ず1年とか、あるいは1年何カ月かで交換しなさいと、そうしないとすべてが停電になった場合に情報が伝わらないというようなことをやっぱり徹底して教えるべきではないかと思うんですけれども。

関連して、あちらこちらに建っております防災無線の鉄塔、あれは電気はなくても話ができるようになってきていると思うんですけども、停電のときでも、その点どうなのか。

以上で再質問終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 5番、根本議員の再質問に対してお答え申し上げます。

エコライフ、環境教育についてでございますけれども、19年度は3団体に160人の受講実績がございます。今後については関係機関と協議をしながら、需要と供給のこともありますので、いわゆる講座を受ける側のニーズなども調べながらメニューなどを検討してまいりたいと思います。

なお、出前講座については、できるだけPRを早目にしていきたいなというふうに思っていますし、メニューができ次第いろんなところでPRをしていきたい、それからメニューの作成についても年度当初にできるだけ早くつくりたいというふうに思っていますので、教育委員会としては、講座のPRを中心的にやっていきたいなというふうに思っております。

以上が再質問に対するエコライフについてのご答弁でございます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 5番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ふくしまの環境家計簿にかかわりまして、親子でそのような環境問題を考える取り組みというお話でありました。

先ほど教育委員会のほうで、福島議定書というような取り組みがなされておりまして、ここでは学校のいわゆる二酸化炭素の排出量の削減ばかりではなくて、親と子が一緒になって環境問題について考えるというような、そういうチェックシート等も渡されまして、親子で一緒になってそのような取り組みを行うというようなものが、いわゆる福島議定書の活動であります。それらも含めまして、今後も親と子が一緒になって環境問題に取り組めるような取り組みを、このふくしまの環境家計簿も使いながらできるようなPRをしていきたいなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 5番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

防災の中の食料品の備蓄につきましてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたと

おり、食料品の備蓄はございませんけれども、地域防災協定の中で町内のスーパー、食料品店と協定を結んでございます。

ご承知のとおり、本町におきまして寸断されるような地形的な状況もございませんので、非常時の際にはそちらのほうからの供給、また隣接市町村とも防災協定を結んでございますので、非常時にはそちらのほうからの食料品の供給等の予定もございますので、そちらのほうでの対応というふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

次に、防災無線の関係の貸し出し時の説明というふうなことでございますけれども、防災無線の室内の子機につきましては、貸し出し時に、高価なものでございますが、町としてお貸しするというようなことの中身については十分ご説明を申し上げながら、電池の交換につきまして、1年に1回は必要ですよというようなことでご説明を申し上げているところでございます。

その中で、1年に1回の時期についてでございますが、9月は防災月間にもなっておりますので、9月の前後に広報紙の中で、電池の交換をお忘れありませんかというふうな形で住民の皆さんには周知しているところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

なお、最初のご質問にはございませんでしたけれども、町内のいわゆる防災無線の塔がございまして、そちらのほうでの対応につきまして、停電時には無停電の電源装置がございまして、そちらの中で対応することになってございます。ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 5番、根本重郎君の一般質問はこれまでとします。

木原秀男君

議長（仲沼義春君） 次に、10番、木原秀男君の一般質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 10番議員、木原秀男でございます。

慣例に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、学校林の中の樹木関係、特に松ですけれども、これにつきまして質問させていただきます。

この地球上のすべての生物には寿命というものがございまして。この惑星は最初に酸素、空気があり、そして温度があり、そして水がある、その水の中から生物や人間が誕生したと言われております。人間や動物誕生以前に植物があったことは紛れもない事実でございます。

その植物を食しながら、人間は植物とともに共生してまいりました。人間にとっては、植物は地球上の先輩に当たるわけでございます。万物の霊長などとおだてられてまいりましたが、地球上で一番悪いのは人間であると、その証拠には一人一人は弱い存在ではございますが、集団になれば戦争のように攻撃的な性格を発揮すると同時に、自然を破壊し、平気で殺人や戦争を行う人間でございます。人間の愚かさでございます。

反面、優しい面もございます。そして、その動物にも植物にも寿命というものがあまして、個々にその寿命だけを全うするのは並大抵ではないということをご存じだと思われま

す。話は一転しますが、樹木の松や杉の木の寿命の話ですが、松は北半球の温帯を中心に100種類くらいあるようでございます。日本に生息しているのは主にクロマツ、アカマツ、リュウキュウマツ、ハイマツ、チョウセンゴヨウマツ、ヤクタネゴヨウマツ、普通のゴヨウマツと7種類が自生しているようでございます。

日本人と松の関係は非常に深いものがございます。常緑樹なため冬でも緑の葉が絶えることがないことから、長寿や世相、あるいは長生き、もちろんお祝い事とかに使われております。また、神仏が宿る神聖な木としても古くから重宝をされております。例えば正月には門松を飾る習慣、お正月期間を松の内と言ったり、また、めでたいことの代名詞としては、古来から松竹梅という寒さに耐える3つの木々がござい

ます。神聖な木としての象徴は、天橋立の海辺にありますテンニヨマツというアカマツは非常に有名でございます。キノコの王様もマツタケでございますが、名前にもつけられております。チヨマツとかツネマツが代表的なものではないでしょうか。

風景といたしましては、代表的なものでは皇居前の広場の松並木、それから金沢兼六園の公園の中にある松並木、東海道、安藤広重の五十三次の松並木など、それから近辺においては埼玉県の草加市にある草加松原が有名でございますが、約1.5キロメートルにわたって約600本の松並木が現在でも残っております。近くでは泉崎村とか矢吹町にも少々ござい

ます。郡山地方では富久山の松並木、旧4号線ですが、これが時代とともに減っているというふうなことでございます。鏡石町にも、鏡田にもあった松の木1本がございましたが、いつの間にかなくなっております。そして、役場前のすばらしい、玄関のところにあった松の木2本がいつの間にか姿を消しております。駅前の桜もそうですが、これもいつの間にかなくなったというふうな現実がございます。最近では第一小学校のモミの木、そしてシンボリックな2本の松がございましたが、1本はいつの間にか、またこれも切り倒されておりました。

町制施行45周年を迎えました昨年でございますが、町は現在「フローラの町づくり」、
「町民一人一人が幸せを実感できる、やすらぎとうるおいのあふれた活力あるコンパクトシティの町づくり」を目指しておりますが、歴史ある樹木を次々に簡単に伐採してよいもの

かどうか、次の質問を申し上げます。

1つ、このアカマツはいつごろから松くい虫の被害の状態になっているのか。これは松くい虫だとは限ってはいないと思うんですけども、一応松くい虫の被害のような感じもしますのでお尋ね申し上げます。

2つ、松くい虫の防除対策は実施しているのか。

3つ、このようなアカマツは、枯れ始まった状態で応急処置は施せるのか。

4つ、このアカマツは再起不能か、樹木専門家の指導を受けたのか。

5つ目、町庁舎関係や学校関係の樹木の管理はどのようになっているのかお尋ね申し上げます。

第1回の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原議員の質問にお答え申し上げます。

第一小学校のアカマツの防除対策についてでございますけれども、最初に、このアカマツの被害状況はいつごろからということの質問でございますけれども、学校からの報告では、アカマツの上部に一部褐色部分を発見したのは、夏休みに入る前の7月中旬であったということでございますけれども、その時点では学校側は異常というふうには気づかず、学校のほうから教育課に連絡が入ったのは、現在のような状態となった夏休みが明けた8月末でございます。

次に、松くい虫の防除対策、それから応急処置、樹木専門家の指導という質問でございますけれども、大分枯れ上がったといいますが、このような現在の状況からいたしますと、回復は困難かと思われまして、松くい虫の防除によって回復が可能か、それとも回復が不可能かの判断につきましては、応急処置を含めまして専門家であります樹木医の方に診断を依頼して、その結果をもとに今後の対応を考えていきたいというふうに考えております。

それから、最後に樹木の管理ということでございますけれども、樹木の管理につきましては、それぞれ所管する関係課が管理をしているところでありまして、樹木の剪定、それから養生などについては、毎年すべてを行うことは金額的にも難しいことから、年度計画の中で実施している状況でございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再質問の発言を許します。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 今の答弁は甚だ腹立たしい。

これはおかしいでしょう、今7割だめなんですよ。8割いつているのかな。それが夏休みにわかった、連絡いただいたというふうなことは、何をどういうふうに管理しているかということですよ。私が見たところでは、4月からもう枯れ始まっていますよ、4月から。学校には今、あのきれいな松が1本だけ残っているくらいで、その前の松は何の原因で枯れたんですか。

いいですか、今夏休み、7月中旬ころというふうな話を承りましたけれども、これはでたらめですよ。4月から枯れていますから。何を、どういうふうな管理をしておったんですか。

それから、松くい虫だか干害というのかな、台風がなくて暑さが随分続きましたから、そのせいもあるのではないかという専門家の話もあります。ですから、結局、松くい虫に間違いはないのかどうか、それさえ専門家に見てもらうことはできないのかなというふうな気がしますよ。助けられるものであれば助けてやりたい。ちょっとおかしいじゃないですか、その2本あった前の松の原因も、そのような状態で伐採したんですか。管理不行き届きじゃないんですか。

それから、役場前にあった2本、もういつの間にかなくなっていますよね。あれは原因何だったんですか。ちょっとそれ2つ、質問させてください。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原議員の再質問についてお答え申し上げます。

第一小学校の校庭の体育館の北側に2本の松の木がありまして、そのうち1本は伐採しまして、現在根の部分が残っています。この1本が枯れた原因については、樹木医の判断をいただいておりますが、松くい虫だと思われましても、原因については不明でありますけれども、松くい虫だというふうに思われるということでございます。

それから、学校のほうからの報告は、先ほどお答えしたとおり、学校のほうではそこまで余り気づいていなかったというような状況でございますけれども、今後とも学校のほう、最終的には私どものほうで管理でございますので、学校のほうから連絡をいただく、そういったことについては今後学校のほうと、小学校、中学校含めまして協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、松くい虫の状況について、残っている今の1本でございますけれども、現在樹木医のほうにお願いをして、その診断をいただくということで今進めている状況でございます。

以上、答弁させていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

再質問の中で、役場庁舎前にあった松の木の伐採の中での原因というふうなことでありますが、先ほどご質問にありましたとおり、役場前の松につきましては旧第一小学校の校庭の中にあった由緒ある松でありまして、十分に管理を重ねてきたところではありますが、数年前から葉枝の先が枯れ始まりまして、専門家に診断を依頼をしながら状況を見てまいりました。その中では、枝払いをしながら、その被害を拡大しないような手当てもしてまいったところではありますが、専門家の中では、松くい虫と同類の中での回虫による被害ではないかというふうなことでありましたので、1本が2本に転移もしてまいりました関係から、それら被害を食いとめるために、やむを得ず根から伐採をしたものでございますので、この間の手だてとしましては、数年かけて状況を見てまいったというようなことであります。由緒ある松を切るには大変忍びなかったわけではありますが、状況をご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の再々質問の発言を許します。

10番、木原秀男君。

〔10番 木原秀男君 登壇〕

10番（木原秀男君） 今、答弁いただいたんですけども、やはり非常に管理不足だね。非常に気がついたのが遅いということは、これはどう見ても管理不足ですよ。

そして、松くい虫だと限定しているところに問題がありますよ。松くい虫に食われたらば伝染するというふうな話を聞いているんですけども、結局私らが見たところは、余りにも刈り込み過ぎているというふうな感じがします。ばっさばっさ切っている。プロに頼んでいるんでしょうけれども、あれでは生きませんよ。金を払っているからプロでしょうけれども、私は素人じゃないかと思っていますよ。あんな切り方だったらば、だれでもおかしくなるのは決まっているでしょう、人間だって。もう少し、本当のプロに頼んでくださいよ、その剪定というのは、切ってしまったからではどうしようもないじゃないですか。

松くい虫が食ったならば、やはり今言いましたけれども、皇居前の松とか、東海道の松並木とか、あとそれから草加の松並木とか、全然食っていないじゃないですか。これは手入れ行き届いていますよ。手入れしていますよ。そして、この奥州街道に松が植えられたのは、結局この地が確かに東北の特産物とかいろんなものを運んだ、藩米とか年貢米とか運んだ要衝点であるから、交通の大動脈だったそうです、奥州街道というのは。

ですから、結局その旅人をいやすために松を植えた。松という縁起のいい名前、普通は松という字は、「松」は中国から来たようなんですけれども、日本では待つ、待たないの「待つ」を書くそうです。そして、木が大きく育ちますから、旅人が行ったり来たりしての待ち合わせ

せ場所にも使われたそうです。非常に縁起のいい松なんです。ですから、結局あれだけの
大木になるのには、100年やそこらではきかないと思うんですよね。

この辺では確かに緑が豊富だから、そんなに関心がないのかな、簡単に切っちゃうのかな
というふうな、私は気がしますよ。イラクとか砂漠地帯へ行ってみてくださいよ。樹木1本
もないじゃないですか。やはり植物は地球の先輩なんです。我々の。植物がなければ
我々は生きていけないんですよ。共存共栄です。ですから、そういうふうないわれの、すば
らしいめでたい松なんですけれども、いとも簡単に切っていいというものか。

そして、あれは完全にプロに頼んでやっているんじゃない、でたらめだ、切り方が、伐採
が。ばっさばっさ切っている。人間だったら手足がもげられたようなことでしょう、あれは。
生き続けられないんじゃないですか、あれは。それで金払っているんでしょう。おかしな金
の無駄遣いですよ、そんなの。事後検査かなんかしたんですか、それは。簡単に松くい虫だ
って言っていますけれども。松くい虫とは限りません。干害か、今、木賊課長が言いました
回虫が入る、松くい虫。ですから、そういうふうなでたらめの管理はやめてくださいとい
うこと、私から言ってみれば。きちっと、四六時中、学校の先生もいるし、子供たちもいるし。

名古屋かなんかでこういうことがありましたよ。これはラジオで聞いたんですけれども、
やはり松があって、子供たちが赤くなったのに気がついて、校長先生に言って、校長先生は
即教育委員会に言って、全力で助けて生き返ったというふうな話をこの前ラジオで聞きまし
たよ。物を大事にしない、そういうふうなことでは教育的にはどうなのかなというふうに思
います。温故知新という言葉もございますが、やはり古きをたずねて新しきを知れ、こんな
すばらしい言葉はないと思うんです。物を大事にする心、昔からそのいわれはあるはずで
すから、そういうふうな子供に対する教育をしてもらいたいと思う。

勝手に松くい虫ではないかというふうな判断は、ちょっとまずいと思いますよ。よく見て
言っているのかな、それとも言われたからそれに答えて言っただけなのかなんていうふう
な気がしますよ。簡単に松くい虫と言わないでください。恐らくあれは剪定の、素人がやっ
たと同じような剪定の仕方、ばっさばっさ切っていますよ。植物園の方でも、本当のプロと
いうのは少ないというじゃないですか。作業員じゃないですか。作業の方がやるというんじ
ゃないですか。だから、そういうときはやっぱり大事ないにしえの松ですから、ちゃんとプ
ロにお願いするとかというふうな心配りは必要なんじゃないですか。

松くい虫ではないと思います、私は。助ければ助けられると思いますよ。ばっさばっさ切
ってしまって。最後の1本じゃないですか、きれいな格好いい松が残っているのは。全力を
出して診てもらってくださいよ。

終わります。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 10番、木原議員の再々質問についてお答え申し上げます。

第一小学校の大木をあのような状況になってしまったということについては、まことに申しわけないと思っております。今後とも、管理について学校側と教育委員会との間で、もっと密な情報をもろうようなことができないか、その辺を協議してまいりたいと思っております。

松くい虫というふうに断定したわけではございませんし、現在、樹木医のほうにお願いをして、その診断、それから対処方法をお願いをしておりますので、その診断に従って全力を尽くしてまいりたいというふうに思っております。

いずれにせよ、早期発見、早期対応が決め手であるというふうに思っておりますので、できるだけ早く発見できるような形に今後ともしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 10番、木原秀男君の一般質問はこれまでとします。

円 谷 寛 君

議長（仲沼義春君） 次に、13番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

13番、円谷寛君。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 本定例会の最後の一般質問をさせていただきます。

13番議員の円谷寛でございます。

6月の定例会でここに立たせていただいて、わずか3カ月というのに、世の中はまことに目まぐるしく動いておりまして、数え切れないほどたくさんの出来事がある、また国内外の政治経済状況もまことに激動となって動いております。まさに今、激動の時代を我々は生きているんだなということをひしひしとを感じるわけでございます。まさに諸行無常という感がひときわ強く感じることしの秋といったところであります。

この無常観というのは、いわゆる仏教の根本思想だそうございまして、有名なのは、鎌倉時代の鴨長明が「方丈記」という著書の中で、「行く川の流るは絶えずして、しかももとの水にあらず」と、まさに簡潔明瞭にこの思想をあらわしています。権力の浮き沈み、その無常観というものをあらわしたものは、何といたっても平家物語の冒頭の言葉だろうと思いません。

「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響きあり。沙羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらわす」。「たけき者もついに滅びぬ」、「ただ春の夜の夢のごとし」。権力の盛衰をこれほ

ど簡潔明瞭に表現している例を私は余り知りません。そのために、この句は何回も引用させていただいておりますけれども、この間、国際的に大きなイベントが2つありました。

1つは、北海道洞爺湖で開催されたサミットであり、もう一つは北京で開かれたオリンピックであります。洞爺湖サミットは環境問題、あるいは原油高騰、世界的な食料不足など山積する課題に対して、世界中の期待とは裏腹に、何ら効果的な政策を決定することのできないままに閉会をしました。

このサミットの議長として支持率を上げて、そして解散し、何とか政権を維持しようとした福田さんだったんですけれども、親分役のアメリカにはさんざん逃げ切られて、アメリカ人詩人のアーサー・ビナードに言わせれば、ここで1つの合成語をつくられてしまって、これはイカサミットだと、いかさまとサミットを合わせた合成語ですね、イカサミットと名づけられているいたらくであって、到底これは支持率が上がるわけではなく、8月1日に内閣改造も試みたんですけれども、農水大臣の事務所費問題、さらには消費者がやかましいという発言などで、これもまた支持率上昇とならずに、とうとう政権投げ出しとなったわけでございます。

一方の北京オリンピックですが、日本中の期待を背負って練習に励んできた、前回女子マラソンの金メダリスト、野口みずきが開会直前に体の故障を訴えて棄権をすることを表明、期待は土佐礼子に集中したのでございますが、これも途中で棄権をする羽目に陥りました。シドニー、アテネと金メダルをとった日本の女子マラソン、あえなく今回は入賞を逸したわけでございます。

女子マラソンでメダルがなかったのは5大会ぶりということ、新聞、テレビが大々的に報道していますけれども、このような、いわゆるメダル至上主義が、野口みずきや土佐礼子を過労でだめになるほどの練習に追い込んでいったのだらうと思います。私は、彼女らの姿と、東京オリンピックで銅メダルをとり、次は金メダルと、過大な国民の期待の重圧の中で自殺をしていった円谷幸吉選手の姿をダブらせてしまいました。なぜ、人々はそんなにメダルに強くこだわりを持つようになったのか、もっとオリンピックの原点に返って、近代オリンピックのために生涯を捧げたクーベルタン男爵の精神に立ち返って、みんなで考えるべきではないかという思いを強く感ずるのであります。

クーベルタンは、スポーツの持つ教育的効果に着目するとともに、スポーツを通して若者が国際的に交流する中で世界の平和は築けるのではないかと考えて、近代オリンピックを創設するわけでございます。当時は物すごい反対に遭った中で、彼が粘り強く努力をして、この近代オリンピックを創設することに成功するわけでございますけれども、しかし、このオリンピックが回を重ねるごとに商業主義に流され、さらには国威発揚に利用され、まさに彼は1925年9月、オリンピックが商業主義に流されているという警告を発しながらI O C会

長を辞任したわけでございます。

その後、I O Cの終身名誉会長に就任するのですが、オリンピックが国威発揚に利用されることに非常に苦言を呈しつつ、1936年、ナチスのオリンピックといわれたベルリン大会を苦い思いで見つめながら、翌年、定住していたスイス、レマン湖のほとりを散歩中に心臓発作で74歳の人生を閉じたわけであります。このとき、かつてのフランス貴族であり、男爵の称号を持っていた彼の生活は、大変窮乏していたと言われています。文字どおり、オリンピックに彼は人生のすべてを捧げたと言っても過言ではないと思います。

そして、我々はオリンピックを見るとき、考えるとき、彼の次の言葉を忘れてはならないと思います。「オリンピックで大切なのは、勝つことではなく参加することである」、人生において大切なのは、勝利者となることではなく、正しく生きることである。勝利者だけに目を奪われてはならないと思うのであります。

さて、国内政治においては、去年の9月、安倍首相が突然政権放棄をして、さらに1年もたたないうちに福田首相も9月1日夜、突然の辞意表明となったわけであります。世間は一様にびっくり仰天と号外を出して騒いでおりますけれども、私はその前日と前々日に、千葉のほうに会合があって行っておりまして、帰りに汽車の中で読むために、千葉日報というローカル紙を購入しました。何とそこにはそれを予見する記事があったわけでございます。その記事は、見出しは「あす内閣改造1カ月、退陣論は噴出寸前、首相、延命戦略を欠き迷走」と大きな見出しが躍っていました。

福田首相のもとで総選挙をやれば大惨敗は間違いないと考えている自民党、公明党の議員の不満は、もうどうしようもないところに来ていることを、記事は書いてありました。プライドの高い福田首相が総選挙で全国を遊説して歩いたあげく惨敗をし、泥だらけになって退陣するということをよしとするわけがありません。退陣以外、道がなかったのであります。まさに政権は転覆を避け、座礁したわけであります。

しかし、自民党には大変有能なプロデューサー、ディレクターがいるものだと感心いたします。自分の選挙が大変だと思われるような人に20人ずつもの推薦状を割り当てて、本命にさも体当たりでもしているかのように見せかけながら、総裁選をさも国民的行事のように演出し、テレビのワイドショーを占領していったわけであります。

おかげで、許されない毒の入った米の食用米への横流しや、年金の標準報酬月額のカットなどの大事件は、隅っこのほうに追いやられていったわけであります。当然、自民党の支持率も上がりまして、投票権のない、党員でもない一般の人々が、私は麻生さんがいいとか小池さんがいいなどと騒いでいるわけでございます。まるで茶番劇でなくて何と云うのでしょうか。

自民党が今度の総選挙でいかに政権を守るのかに必死になって、いろいろ考えていたかを、

私は1つの新聞記事を見て感じております。今はすっかり立ち消えの感があるんですけども、それは今までほとんどの選挙区で候補者を立ててきた共産党が、財政的に非常にこれは大変だと、効率が悪いということで、次回の選挙からは選挙区の候補を絞って比例選に重点を置く、いわゆる公明党のような選挙方式に力を入れようとなったことに対して、自民党は大きな危機感を持ち、どうするかと考えた結果、このままでは恐らく共産党に流れていた小選挙の票が民主党に行ってしまう、これを何とか抑えるにはどうするかということで出した結果が、選挙の供託金を大幅に引き下げようということを検討しているという記事が載っていたんです。

国民が選挙に出るといふのは基本的な権利だと思います。これを、金のないやつは出さないぞというに等しい高額な供託金は、当然私は憲法違反だというふうに思いますが、これを下げるといふふうに提案されたら、共産党も、それ以上に財政の厳しい社民党も反対はできません。民主党が何ぼ反対したとしても、それは国会を通るでありましょう。ここまで考えて選挙をやろうとしている自民党に、片方の民主党の覚悟やいかんと思うのであります。しかし、自分の選挙に不利だからという視点だけで供託金を上げたり下げたりすることには、やはり我々国民の批判が必要だろうということは言うまでもありません。

間もなく日本じゅうは総選挙で一色になることでしょう。私が次にここで質問するときには、麻生さんか小沢さんか、はたまただれか、政治の世界は一寸先は闇ということですから、わかりません。しかし、新しい総理大臣が決まっていることと思います。私たちは、今までたくさんの選挙をやっても、なかなか政治がよくなるということ、非常に無力になりがちですが、あきらめてはならないと私は思うのであります。

選挙の争点についていろいろな議論が行われるでしょうし、福祉のために消費税をどうするということも、やはり大いに議論しなければいけないと私も思いますが、その経済や政治、文化すべては、平和な社会が基本になければならないと思うのであります。

最近、私は、アメリカのノーベル経済学賞を受賞したジョセフ・E・スティグリッツ氏の「世界を不幸にするアメリカの戦争経済」という本を読みました。大きなショックを受けたわけでございます。副題に「イラク戦費3兆ドルの衝撃」とありました。「3兆ドルというのは日本円で324兆円になります。」とありました。そして、この人はまさにノーベル賞をもらった経済学者らしく、非常に緻密にアメリカのイラク戦費を分析、計算をし、非常に控えめに見積もっても3兆ドルだと、これからますます膨らむということ进行分析して、このイラク戦争が石油の高騰を招き、世界経済に大きな打撃を与えていると述べています。その象徴がサブプライムローンの破綻であって、そこからさらに、本日大騒ぎになっておりますアメリカ4位の大手証券会社リーマン・ブラザーズの破綻、こういうことにもイラク戦争は大きな影響があるというふうに思うのであります。

彼が大変詳しく緻密に調べているのは、イラクで負傷した兵士の今後の治療費や年金、これはアメリカの今後の財政に大きな負担になっていくことを証明しているのであります。先日の報道番組の「NHKスペシャル」でも、イラクの帰還兵の20%、30万人がPTSDで苦しんでいると報道されておりました。あるアパートに攻めていったアメリカ軍が、全員退去しなさいと、こういうことを命令したんだそうです。しかし、その中で屋上に残っている人がいたというので、その兵士は銃撃をして殺したわけです。そして、終わってその現場に行ってみたら、その人の隣には松葉づえが落ちていた。この人は足が悪くて動けなかったんだということを、その兵士は気がついたら、もうその晩から眠れなくなってしまったということです。それからアルコールに依存するようになって、アルコール中毒になってしまったということを行っているわけでございます。

このように、やっぱり戦争には人的、経済財政的に多大な犠牲が伴うということを考えると、戦争は絶対にやってはならないということを、もっと我々は確認する必要があるのではないかと思います。どうか選挙の中で、日本が今日まで63年間戦争をせず済んだ、その最大の基盤が平和憲法、特にその第9条にあったということをぜひ確認できるような論議もすべきではないかと、私は思うのであります。

終戦記念日を挟む報道の中で、ラジオ番組で次のような子供の詩が紹介されていました。この少女は当時小学校5年生で、広島での被爆者です。その詩集の題名は「原子雲の下より」という詩集でありまして、このヨシコさんという、作者の妹で、原爆で大やけどをして寝ていた妹ですが、ヨシコちゃんがやけどで寝ていてトマトが食べたいと言った、お母さんが買いに行った、その間にヨシコちゃんは死んだ、お母さんが、芋ばかり食べて死んじゃったねと泣いた、私も泣いた。

戦争とは、こういう罪のない人々がたくさん殺されるということだということを、もう少し私たちは確認をしなければならないと思います。

それでは、通告書に従って質問をしたいと思います。

第1点は、公契約条例の制定についてということでございます。

今、官製のワーキングプアという言葉があちこちで聞かれます。全国的に自治体や業者が癒着をして行ってきた談合入札というものが、全国的にオンブズマンの活躍とか警察の摘発などによって、談合というものがなかなかやりにくくなってきて、また自治体のほうも、あちこちの知事や市町村長などの逮捕などによって、入札制度の改善が進んできたということは、まことに当然のことと言え、よかったことだろうと思います。それに従って、予定価格に対する落札率もどんどん下がってきたことも、また喜ばしいことと思います。

しかし、物事には必ず表と裏がございまして、どんどん下がった落札価格がどこにしわ寄せが行っているのを見ないと、単純に喜んでばかりはいられないということなんです。福

島県や宮崎県、和歌山県などの知事のところに賄賂で流れていた金が、そこに行かなくなったただけならば、めでたしめでたしということになるわけでありませけれども、そうばかりがいかないのが世の中であります。

今ここで問題にしなければならないのは、その下がった落札価格が、そこで働いている労働者へのしわ寄せにそっくり転嫁されてしまい、たくさんのワーキングプアが生まれているこのときに、やはり何とかするのが政治の役目だというふうに思うのであります。そのことは当然、公共事業や公共サービスの劣化をもたらすことにもつながると思いますので、ぜひこの問題は、軽視できない問題ではないかと思うのであります。

皆で議論して何を条例に入れていくのかというのは、皆で相談をして決めていくべきでありますけれども、やはり最低、その企業が雇用している人々に対して、法令を遵守し、労働者の人権を守り、男女差別などの不法行為をせず、社会的な活動を保障する企業であることをやはり明記すべきではないかと思うんです。

先ほどの渡辺議員の質問にもありましたように、消防団活動などにも理解を示す、そういう企業であるべきだということも明記すべきであることは当然だと思います。

ぜひ、公的な仕事というものは社会的に公正なやり方をする者にやらせるんだという、こういうルールというものを、ぜひこの条例で実現をしていただきたいというふうに考えて、第1点の公契約条例の制定についてというものを提起をするわけでごさいます、これに対する執行の見解を伺いたいというふうに思います。

2点目は、町民の健康づくりへの町の取り組みについてでございます。

言うまでもなく、町民が健康で生活できる町づくりというのは、やはり町づくりの基本であるというふうに思います。これは今、町民にとって大きな負担となっている国保税を減らすためにも重要なことであるというふうに思います。そのために、具体的に以下3点ほど施策を提起をいたしますので、十分検討の上取り入れていただきたいというふうに考えるわけでありませ。

第1点は、せっかくつくった町のプールですね、そういう、あるいは体育施設などをかなり金をかけてつくってきたわけですけれども、十分そういうものが町民に活用され、町民の健康づくりに役立っているのかといえば、かなり疑問でございます。例えば、町の温水プールなどにおいても、一生懸命活用しているのは町外の方が大変多いんです。町内の方は非常に少ない。これはやっぱりやり方に1つ問題があるのでないか。

例えば、矢吹町のプールなどを参考にすれば、矢吹町は、町民の皆さんのお金でつくった施設だから、町民には極めて安い料金で、特に高齢者に対しては提供するんだということで、ことしの4月以前は60歳以上はただで利用をさせてきたわけです、創設以来。ことしは財政が厳しくなると、60歳以上も少しずつ負担してもらいたいということで、今60歳を4月か

ら有料化をいたしましたけれども、ただ、その料金は大変安い。60歳から65歳未満は半年間で4,000円、65歳から70歳未満は半年間で3,000円、70歳以上は半年で2,000円でございます。こういう安い料金制度をとっているために、矢吹の温水プールは大変高齢者がたくさん利用しているわけでございます。

我が町もこういうふうに、もう少し町民にめり張りのある、やはり利用しやすい料金を設定しながら、もっともっとみんなが利用できるようにするのが、せっかくなつくた施設の活用のためには大事なのではないかと思うんです。今、本当に利用しているのはスポーツ少年団と町外の人です。一般の町民は本当に利用者が少ないんでございまして、これは何とかみんな町民がもっともっと利用できるような施設に、利用のシステムを変えるべきではないかというふうに考えております。

2点目は、健康づくりの町宣言を行って、町の事業の柱に健康づくりというものを据えるべきでないか、例えば、文化講演会などもそういう目的に合ったそういう講師を呼んで、そして町民の健康づくりにやはり資すべきではないかというふうに考えているわけでございます。

3点目は、予防医療というものをもっと大胆に進めるべきではないかというふうに思うんです。これは、今まですばらしい健康づくりの町づくり、あるいは医療費軽減に成功している自治体というのは、ほとんどこの予防に積極的に取り組んで、お金をかけてきているわけです。これ以外に、やはりこれからは医療費の削減はできないというふうに思うんです。もう少しここにお金を思い切ってつぎ込んで、そしてやっぱり病気になる前に予防したほうが一番コストが安いんだということで、もう少しそういう取り組みを強めるべきではないか。

去年あたりから、人間ドックというものは、前は65歳まであったんですけども、60歳までで、65歳の人にはなくなってしまったんです。これはちょっと残念なことではないかというふうに思うんです。それをやはり復活させて、65歳になった人にも人間ドックをさせる、そういう予算を当然組むべきではないかということ強く主張しておきたいと思っております。

3番は、CO₂削減に対する町の取り組みについてでございますが、先ほど根本重郎議員がこれに関して質問をされました。エコライフということで質問をされましたから、私はそれと別の視点で二、三提起をしたいというふうに思うんです。

先ほど申し上げましたように、洞爺湖サミットの中心議題となって、いわゆる世界中の大問題はこのCO₂削減であるということは、今やだれの目にも明らかになってきているわけでございます。この温暖化がオーストラリアにおける干ばつとか、あるいはハリケーン、サイクロン、台風、これは大体発生する場所によって区別をしているみたいですけども、いずれにしても海水温度が高くなって、その海水温度をエネルギーとして膨張して大きくなっていく、発生するというわけでございますから、いずれ温暖化の影響を受けて、こういうも

のが大型化をしているということは間違いのない事実でございます。

やはり今は個人一人一人も、企業も自治体も、今や自分たちの問題として、このCO₂削減を考えるべきときに来ているというふうに思うんです。町はこの問題にどう取り組んでいるのかということと、また、今後どう取り組むのかについて明らかにしていただきたいと思うんです。

これは具体的に現在使用している電力とか、灯油とか、そういうものをやはりきちんと数値を出して、それでどれだけのCO₂を発生をさせているのか、これに対して町は、こういう目標数値を掲げて、ここまでは減らすんだというような具体的な数字を出しながら、やはり職員も議員も一緒になってこの問題に取り組んでいくと、こういうことがやっぱり大事だろうと思いますので、ぜひ役場として、町として、これは経費の節約にもなるわけですから、ぜひその具体的な数値というものを出していただきたいというふうに思うわけでございます。

さらに、これは私も議会の中でクールビズというものを取り組むべきだと言っているんですけども、なかなか理解を得られないで、本会議はネクタイを締めてなんて、こう言っていますけれども、これはやはり時代の認識がちょっと甘いんじゃないか、もう少し、これで温度が1度でも2度でも高くても、エアコンを節約できるのであれば、そういうものに真剣になって取り組むという姿勢が、やはり議員の中にも私は必要なんではないかということをお願いしているんですけども、やはり執行がそういう面での説得といいますか、話し合いをやっていただきたいなというふうに思うんです。

4点目は、公立岩瀬病院の経営改善策についてでございます。

けさもテレビでやっておりましたけれども、千葉県の銚子市の市立病院がなくなるということで、町民が大変大騒ぎしていました。市長は選挙のときに市立病院はなくさないと言ったんだから、市民を裏切るのかということと鋭く詰め寄られていたようでございますが、何しろ財政が大変だ、この一点でございます。

やはり基本的には、私はこれは国の失策だというふうに思うんです。いろいろ今まで医療費を減らすためにということで医師を制限してきたり、あるいは新たに医師の研修制度を、我々に言わせれば改悪をしてきた結果、そういう病院に医者が足りなくなったということでございますから、やはりこれは国の基本的な政策が医療費節減のためにということでやってきた、これは当然国が悪いのが明白なんですけれども、だからといって、我々は手をこまねいて国が悪いんだとだけ言っていれば済む問題でもないんです。

現に、我々の公立岩瀬病院も大変な経営悪化が言われておりまして、巨額の赤字を出しているというふうな報道を目にしているわけでございます。やはりこれは何らかの改善策をやらないと大変なことになっていくということは、もう明白でございます。

やはりこの病院の議会とか、あるいは首長さんの集まりなどで、これらの問題がどのよう

に議論されて、今取り組まれているのかということについて、ぜひ明らかにしていただきたいと思うんでございます。

また、理事者はどう対処しようとしているのかについて、ぜひ明らかにしていただきたいということでございますが、次の3点についても、この考えをお尋ねをしたいわけでございます。

1点は、医師不足による産科の休診などに、これからどのようにして改善しようとして考えているのかということでございます。

さらに、このような巨額赤字の中にあっても、病棟改築というものは一体計画どおり進めるのかどうかという問題を、第2点にお尋ねをしたいところでございます。

3点目は、公立岩瀬病院の議員の報酬は日本一なんだということ、私は前に公病議員をやっていた人から聞いているわけですけれども、その後どうなっているのかちょっとわからないですけれども、今幾ら払って、そして、これに対してこの赤字の責任は、やはり病院議員にもあると思いますから、これを引き下げる、そういう動きはあるのかどうなのか。

以上について、見解をお尋ねをしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（仲沼義春君） ここで、議事の都合上、昼食を挟んで午後1時まで休議いたします。

休議 午後 零時11分

開議 午後 1時00分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 13番、円谷寛議員の質問にお答えいたします。

4番の公立岩瀬病院の経営改善策についての質問でございますけれども、ご承知のとおり、公立岩瀬病院組合は関係市町村の共同出資によって組織されている一部事務組合であります。病院の経営につきましては、組合管理者が答えるべきものと考えております。私も一病院議員でございますし、議会選出の病院議員もおられるわけであります。

そうした中で、理事者は問題をどのように対処しているのかという質問でございますが、私が理事者に聞きたいぐらいのことございまして、特に質問の 、 、 、医師不足、赤字、報酬等については、これは管理者が答えるべきものと思っているところでございます。

ただ、いずれにしても、当局はこの経営改善策について、医師確保も含めて懸命の努力をしているということは間違いございませんので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

そのほかにつきましては、担当課長等のほうからお答えをいたさせます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、1の公契約条例についてのご質問につきましてお答えを申し上げたいと思います。

町では、入札の透明性と公平性を確保する観点から、主に一般競争入札と指名競争入札で入札を執行してございます。また、工事関係につきましては、平成20年3月からダンピング対策といたしまして最低制限価格を設定し、入札を執行してございます。

また、ご質問にありましたとおり、国・県等におきまして、入札制度の改革について調査研究しておりますので、ご質問の公契約の条例制定につきましては、それら状況を参考にしながら、町の実情に合うよう検討してまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員のご質問にご答弁申し上げます。

私からは、大きな2番の町民の健康づくりへの町の取り組みについてということでありまして、としまして、プール等の町体育施設を町民がもっと気軽に安く利用できるように開放されてはどうかということについてご答弁申し上げます。

町には陸上競技場や体育館、野球場やプールなど多くの体育施設が整備されております。スポーツは持久力を高めたり、有酸素運動により体全体の新陳代謝をよくしたり、また循環器機能を向上させるなど、健康を維持するために大変有効な手段であります。もっと気軽に安く利用できるようにとのことではありますが、使用料は施設の維持管理の一部に充当させていただいておりまして、受益者負担として応分の負担をいただいくことにはご理解をいただいているものと認識しております。

また、町や体育協会等が主催する各種スポーツ教室やレクリエーション事業、また加盟団体の練習などは使用料が免除または軽減されておりまして、適宜多くの町民の方々の参加を呼びかけておりますので、施設を有効活用いただき、健康づくりに役立てていただければと思います。

なお、町民プールにつきましてはご承知のとおり、指定管理者制度で運営しておりまして、使用料は協議しながら設定することになっておりますが、収支バランスへの配慮等が必要でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、 の健康づくりの町宣言を行い、町の事業の柱に健康づくりを据えるべきではないかということであります。

本町では平成元年に健康づくりの国庫補助事業としまして、国保のヘルスパイオニアタウン事業に取り組みました。そのときに健康づくりの町宣言を行いまして、老人保健事業の推進とともに健康ウォーキング、歯周病検診、胃がんの施設検診、さらには大腸がん検診や各種健康教室等を事業を評価しながら展開してまいりました。

健康づくりにつきましては、町の総合計画の中でも重要な施策の1つに位置づけ、各種事業に取り組んでいるところではありますが、健康づくりは保健、医療の分野ばかりでなく、社会教育や社会体育、生涯学習や生きがいづくりとの連携も含めて推進してきております。

文化講演会についてでありますけれども、健康づくり事業では毎年健康セミナーを開講しまして、時期に適應したテーマや講師を計画しまして、多くの町民の方に参加をいただいております。また、出前講座を利用した身近な場所での健康教室等も実施してきているところでもあります。今後もさらに啓発に努めながら、内容も充実させてまいりたいと考えております。

の予防医療をもっと大胆に進めるべきではないかということでもありますけれども、既にご承知のとおりと思っておりますが、このたびの医療改革制度によりまして、特定健診、特定保健指導が行われることになりました。これまでの健診は個別疾患の早期発見、早期治療を目的にしておりましたが、特定健診はメタボリックシンドロームに着目した、生活習慣病を改善するための保健指導を行い、有病者や予備群を減少させることが目的で、より多くの方に受診していただくことが予防医療の観点からも重要なことと認識しております。

町で実施しております人間ドックにつきましては、町民の健康への意識を高めることを目的に、40歳から5歳刻みで実施しております。その主な内容となっているがん検診につきましては、国のがん対策やガイドラインにのっとり、町でも集団検診や個別検診を実施しております。より多くの住民に受診してもらうことが、がん検診による早期発見の意味があることを踏まえ、受診人数の拡大に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな3番の、CO₂削減の町の取り組みについてご答弁申し上げます。CO₂削減について、町はこの問題にどう取り組んでいるのか、また、今後どのように取り組むのかについてでございますが、世界中の国々が地球温暖化の防止に取り組むため、1997年の京都議定書で各国の温室効果ガスの削減目標を定めながら、日本は2012年までに6%の削減目標を約束したところでもあります。国においては、2002年の地球温暖化対策推進大綱と、それを引き継ぐ2005年に京都議定書目標達成計画が策定され、その実現に取り組んでいるところであります。

町では、地球温暖化対策の推進に関する法律の施行を受けまして、平成18年に鏡石町地球

温暖化対策実行計画を策定し、役場自体が事業者、消費者としての温室効果ガスの排出量の削減を目指し、平成16年度の温室効果ガスの排出量を基準としまして、平成22年度に5.5%削減することを目標に展開しております。

具体的な数値というようなことがありましたが、18年度の実績でありますけれども、二酸化炭素、いわゆる温室ガスが排出量44万1,421キロということでありましたが、目標数値が43万7,659キロということでありまして、16年対比では4.8%の削減ということになったところであります。

また、温暖化防止と深くかかわる環境社会づくりや環境保全を推進するため、ごみの減量化や資源化、省エネルギーの啓発、また環境教育等に取り組んできたところでもあります。温暖化を防止するにはライフスタイルを変えることが必要であり、できるだけ不要なものは買わず、大事に物を使い、再利用やリサイクルに心がけ、また、こまめなスイッチオフなどの節電やアイドルングストップ、クールビズやウォームビズなど、身近なところからの行動が大切であると考えております。

町としましては、このような身近なところでの実践を一層啓発するとともに、福島県が展開する地球温暖化防止の環境エネルギー対策と連携しながら、広報活動や推進組織の育成等を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 再質問をさせていただきます。

時間が余らないんですけれども、まず第1点の公契約条例の制定については、最低落札価格を決めたということなんですけれども、私が言いたいのは、いわゆる官製ワーキングプアというものを町がつくっていいののかということなんですよ。

例えば、今町が指定管理者に出しているプールの労働者の賃金は幾らなのか、時間給にして幾ら払っているのか、そういうことを当局はつかんでいるのかどうか。その辺をお尋ねをしたいと思うんです。そういうものをやはりきちんと押さえていかないと、我々は公的な存在であるという、そういう立場がやはり問われるのではないのかというのを、やはり企業の社会責任というものをきちんと踏まえた上で仕事をやってもらわないと、労働者を非常に非正規雇用みたいな、そういう不安定労働者ばかりふやしますと、社会の将来の基盤というものが、健康保険とかいろいろ含めて、社会保障面を含めて成り立たなくなってしまうんですね。そういうことを町がやっていいののかということ、やはり私はこの条例の中できちんと押さえていくということを提起しているのでございまして、ちょっと今の答弁では納得がいかないということでございます。

町民の健康づくりの取り組みについても、具体的に内容、前進的な面は全く感じられないです。例えば、コストと言いますけれども、値段を安くして多く入れれば、町民の健康づくりにもなって、しかも施設の収入にもなるんです。高くすればみんななかなか来ない。特に隣接の矢吹なんかにそういう施設が同じのがあった場合、そこと比べて極端に高ければ来ないんです。

そういうことを考えれば、やはり町民に安く、来やすく、もっと気軽に利用できる料金のシステムというものを考えていくべきではないのかということをございまして、特に具体的に言えば、今矢吹の例も出したけれども、プールの問題だから、これは教育長にその辺をどう考えているのか、やはり健康づくりとだけ言えば、確かに健康福祉課の問題ですけれども、今、そういう体育施設について、やっぱり教育委員会のほうでも管理をしているわけですから、そういうものをもっと利用しやすいような施設にし、検討していただきたいと、こういうことをございますので、これはもう少し前向きの答弁を期待するわけをございます。

人間ドックの問題です。何で65までやったのが60で切られたのかという、この辺は大変町民の不満に持つところです。65歳までやったのが60歳で切られてしまう、これはやはり65歳になったら人間ドックで診てもらおうといった人に対して、非常に失望を与えているわけです。ですから、なぜそういうことをやっているのか、もう少し、むしろそういう予防医療にこそ、町は力を入れて医療費の削減に、早期発見、早期治療で医療費を削減していくんだという、そういう前向きの対応をもう少しできないのかどうなのかということを知っているわけをございまして、なぜ65歳までの人間ドックが60歳になってしまったのか、ここをお尋ねをしたいわけをございます。

あと、CO₂削減では、具体的に目標を定めて具体的な取り組みを、これはどういうことをやるのか、例えば室内温度を下げていくとか、冬は暖房をちょっと低めに設定するとかという問題を具体的にやはり示していただいて、職員を一人一人その辺に、なぜそれをやるのかを含めて周知徹底を図っていく、そういうことが必要なんではないのかということ、今ここで出しているわけをございまして、そういうことを具体的に行動計画みたいなものを出していかないと、洞爺湖サミットみたいに2050年には半分にしようなんていう、その時代にだれも生きていないような目標を掲げてそういうことを決めている、のうてんきな政治家がいたわけですけれども、そういうことでは地球環境の危機というものはやっぱり防げないんじゃないかと、やはりもう少し真剣にこれは取り組むことをやっていただきたいと思いません。

4番目の公立岩瀬病院の経過については、やはりそういう町長の答弁では不十分ではないか、管理者に聞くんだったら病院議員要らないんです。そういう問題について、やはり病院議員は認識持って管理者にただして、常に把握していなくてはならないと思うんです。

我々だって、では何か町民に聞かれたら、町長に聞けとか町の管理者に聞けということには
ならないと思うんです。我々は町政に携わって、いろいろこうやって問題があれば町長に聞
いたりしているわけですから、それを管理者に聞けなんていうのは、ちょっと私は無責任だ
と思う。それで、具体的に出しているわけですから、こういうものを早目に通告書を出して
いるわけですから、議員としてわからなかったら管理者に議員として聞いて、やはり答弁す
るのがまじめな執行の態度ではないかと思うんです。

3番目の病院議員報酬というのはわかるわけですね、自分たちがもらっているんだから。
では幾ら出しているのかくらいは答弁する義務があるんじゃないかと思しますので、そこを
改めてお尋ねをいたします。

再質問を終わります。

議長（仲沼義春君） 再質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 再質問に対するお答えをいたします。

先ほど申し上げましたように、公立病院につきましては私も議員でございますので、議員
がここで答弁をするということはいかなるものかと、そういうことで申し上げたところでご
ざいます。したがって、議会選出の議員さんもおられますから、議会全員協議会等々でも、
そういう部分であれば幾らでもお聞きできるのではないのかと、私が管理者でないのに管理
者のような答弁をするということは僭越ではないのかということで申し上げたところでござ
います。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷議員の再質問についてお答え申し上げます。

2点あったかと思いますが、1つはプール管理者がプール管理の従業員に対する具体的な
支払いということでございますけれども、総額についてはこちらで把握しておりますけれど
も、具体的にそれぞれに幾ら支払っているかについては、私どものほうとしては資料の持ち
合わせはございません。

2点目の利用しやすい施設とすべきであろうということでございますが、ごもっともなこ
とでございます。町と指定管理者、それから利用者でつくられた町民プール運営協議会とい
う組織でございますので、その中で利用者の拡大について、今までも話し合いを進めておりま
したが、さらに進めていきたいと思っております。

なお、20年度の第1・四半期の利用者数については、今年度分ですけれども、利用人数に

についてはかなり伸びているというような状況でありまして、この原因が何であるかについてはまだ把握しておりませんが、指定管理者としても送迎の車を配置するなど相当の努力をしている、その成果であろうかなというふうに思っております。

これからも、その運営協議会を通じて利用の促進、拡大を図っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 総務課長。

〔総務課長 木賊正男君 登壇〕

総務課長（木賊正男君） 13番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

公契約条例の制定についての中でありまして、いわゆる官製ワーキングプアの蔓延を許すことになるというふうなご質問でございますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、不当な安い価格での入札というふうなことを避けるためにも、本年の3月からダンピング対策といたしまして最低制限価格を設定し、入札を行っているところでございます。

公契約条例の中にはございますけれども、新たな入札の条件といたしまして、総合評価入札制度なるものも国・県において動いてきてございますので、そちらの中身につきまして調査、研究をしながら、本町の実情に合うように検討していくというふうなことでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上で答弁といたします。

議長（仲沼義春君） 税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再質問に答弁を申し上げます。

2の についてであります。人間ドックは受診した時点での体調をチェックするというものでありまして、人間ドックを受けたから、それ以後の一、二年は病気にかからないとかの保証を得られるというものではありません。したがって、日ごろの健康管理がいかに大切であるかというふうに考えております。

このたびの医療制度改革においては、先ほど説明申し上げましたが、年齢40歳以上の方を対象に特定健診を毎年実施するということになりましたので、この健診と町独自の検診、いわゆる総合健診、個別検診を大いに活用することにより健康づくりをしていただきたいと、そんなふうに考えております。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員の再質問にご答弁申し上げます。

いわゆるCO₂対策の中での役場としての具体的な取り組み、そして行動計画ということではありますが、計画の中では主な長期的な取り組みとしまして、電気使用料の削減については細かにいいますと、スイッチのオンオフをきちんとするとか、あとは庁舎の燃料関係の使用料につきましては空調機の適正な使用、また、公用車の燃料関係については公用車の運転時の合理化、それぞれその行動計画を具体的に設けまして取り組んでいるところであります。これらにつきましては職員に周知をしまして、その取り組みに邁進してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の再々質問の発言を許します。

〔13番 円谷 寛君 登壇〕

13番（円谷 寛君） 大変時間がないので端的に言いますけれども、これ、1週間も前に質問を通告しているんだから、やはり町長の今の答弁は全く、管理者でないからわからないなんて言っていられないんですよ。町を代表して、そして行っているわけだから、それでこういう基本的に大事なことを議会でも説明できないというのは、やはり怠慢だと思うんだ、議員として。あるいは町の代表としてそういう場に参加していながら、こういう、答弁が全くできないような、そういう不誠意な態度は厳重に抗議をしたいと思うんです。

それから、税務町民課長の答弁は、なぜ65歳までやっていたドックを60歳まででやめてしまったのかについて、ちょっと我々の疑問に答えていないと思うんです。そこをもう少し、なぜ65歳はそういう人間ドック、それまでやってきたやつが必要ないのかということの説明していただきたいと思うんです。

あと、CO₂削減の関係はもう少し、やっぱり町はこういう取り組みをしているんだということを我々にもわかるような、あちこちに掲示をすとか文書を配るとかして、こういう取り組みをやっているんだということを大々的にやるべきだし、もう少し周知徹底を図らないと実効性がないんじゃないかと思しますので、そういう文書があったらば、ぜひ私どもにも出すようにしていただきたいというふうに思います。

あと、教育長のプールの問題は、やはり私は何回も今こう言ってきたんですけども、矢吹のプールを鏡石はもっと勉強すべきだと思うんですよ。ああいうふうにして町民の健康づくりしながら、そして町はほとんどお金を出していないです。恐らく今度料金を値上げしたから、町の指定管理者に払うお金というのは出していないと思うんですよ。今度の値上げを、私、具体的な数字はそのうち調べたいと思って、まだ調べていないんですけども、そういう形で上手に運営しているんです。

ですから、我が町ももう少し運営を工夫をしながら、もう少したくさんの人々が、町民が利用できるような、そういう制度にやっていただきたい。高くたって町民が入っていけない

んでは、何のためにこれほど毎年銭を使っているんだかということが、目的が非常に不鮮明になりますので、そこをもう少し大胆に、やはり他町村でやっているいい政策については積極的に取り入れて、そして大いに町民の健康づくりのために、このせつかくの十数億円もかけた施設が、もう少し町民が本当に気安く利用できるような施設に、やはり改善をしていただきたい。そういうことを最後にお願ひし、それに対する取り組みをどのようにするのか答弁をお願ひしたいと思ひます。

議長（仲沼義春君） 再々質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課参事兼課長 角田 勝君 登壇〕

税務町民課参事兼課長（角田 勝君） 13番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

2番の についてであります。先ほども人間ドックについて申し上げましたが、人間ドックのその目的といいますのは、受診した時点での体調のチェックということでございますので、それがやがて予防に結びつくということであると思ひます。60歳ぐらいになるとほとんどの方々、大分現役リタイアというようなことで、いろいろな面で十分時間がとれると、そんなふうを考えております。

したがいまして、人間ドックよりは健康づくり、予防の面で十分時間が割くこともできるということも考えられますので、スポーツ等に親しんだり、先ほど申し上げましたが、町の総合健診、個別検診などを大いに活用した中で健康づくりをしていただきたいと、そんなふうにと考えるとござひます。

以上であります。

議長（仲沼義春君） 教育長。

〔教育長 佐藤節雄君 登壇〕

教育長（佐藤節雄君） 13番、円谷議員の再々質問についてお答えします。

他町の事例ということでござひますので、ぜひとも調査させていただきたいというふうに思ひます。さらには、町民の利用促進については、これからも意を注いで検討してまいりたいというふうに思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（仲沼義春君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 今泉保行君 登壇〕

健康福祉課長（今泉保行君） 13番議員の再々質問にご答弁申し上げます。

CO₂削減の役場としての取り組みですけれども、それらについては周知徹底、また情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（仲沼義春君） 13番、円谷寛君の一般質問はこれまでとします。

以上をもって通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

ここで、議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 1時31分

開議 午後 1時39分

議長（仲沼義春君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議事日程の報告

議長（仲沼義春君） ここで、議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

8番、今泉文克君。

〔議会運営委員長 今泉文克君 登壇〕

8番（議会運営委員長 今泉文克君） ただいま休議中に議会運営委員会を開催いたしまして、本定例議会の議事日程を次のように決定いたしましたので、報告を申し上げます。

第6回鏡石町議会定例会議事日程〔第3号の追加1〕、平成20年9月16日火曜午前10時開議。

日程番号、件名の順で読み上げます。

第1、一般質問。ただいま終了いたしました。

第2、認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について、決算審査特別委員長報告。

第3、議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第4、議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、総務文教常任委員長報告。

第5、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について。

第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。

以上を本日の議事日程に組み入れて進めることに決定しておりますので、報告いたします。

議長（仲沼義春君） お諮りいたします。

議会運営委員長報告のとおり、あす及びあさっての議事日程を本日に繰り上げて審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、あす及びあさっての議事日程を本日に繰り上げて審議することに決しました。

決算審査特別委員長報告（認定第2号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第2、認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

14番、円谷寅三郎君。

〔決算審査特別委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

14番（決算審査特別委員長 円谷寅三郎君） 報告いたします。

平成20年9月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。平成19年度各会計決算審査特別委員会委員長、円谷寅三郎。

平成19年度各会計決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成20年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順序で報告いたします。平成20年9月9日火曜日、午前10時、午後4時、委員全員、議会会議室。平成20年9月10日水曜日、午前10時、午後4時23分、委員全員、議会会議室。平成20年9月11日木曜日、午前10時、午後4時5分、委員11名、議会会議室。平成20年9月12日金曜日、午後1時30分、午後2時5分、委員全員、議会会議室。説明者。町長、副町長、教育長、課長、グループ長、担当職員。

付託件名。認定第2号 平成19年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成19年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成19年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町土地取得事業

特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、課長、グループ長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は、別紙により報告いたします。平成19年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町老人保健特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成19年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

議長（仲沼義春君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

本決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

本歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（仲沼義春君） 起立多数であります。

したがって、認定第2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告（議案第81号、議案第82号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

議長（仲沼義春君） 日程第3、議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

7番、柳沼俊行君。

〔総務文教常任委員長 柳沼俊行君 登壇〕

7番（総務文教常任委員長 柳沼俊行君） 平成20年9月16日、鏡石町議会議長、仲沼義春様。総務文教常任委員長、柳沼俊行。

委員会審査報告。

本委員会は、平成20年9月4日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

開催月日、平成20年9月8日、開議時刻、午前9時50分、閉会時刻、午前10時43分、出席者数、委員全員、開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、木賊課長、関根グループ長、小貫グループ長。

付託件名。議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

審査結果。議案第81号は可決すべきものと決した。議案第82号は可決すべきものと決した。

審査経過。議案第81号は担当課の説明を求め、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第82号は担当課の説明を求め、審議の結果、全会一致で可決すべきものと決した。

た。

意見なしであります。

以上です。

議長（仲沼義春君） これより総務文教常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案どおり可決すべきものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し、先ほど総務文教常任委員長から報告がありましたので、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（仲沼義春君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第5、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

総務文教常任委員長及び産業厚生常任委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することに決しました。

議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

議長（仲沼義春君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

閉議の宣告

議長（仲沼義春君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（仲沼義春君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

町長あいさつ

議長（仲沼義春君） ここで招集者から閉会に当たりあいさつがあります。

町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

町長（木賊政雄君） 閉会に当たりにして、一言ごあいさつを申し上げます。

第6回鏡石町定例議会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり同意議決を賜りましてまことにありがとうございました。

今定例会においては、平成19年度決算審査が行われましたが、これらもあわせ会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げる次第であります。

終わりに、実りの秋、行楽、読書の秋を迎えますが、皆様にはくれぐれもご自愛いただき、ご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（仲沼義春君） これにて第6回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時01分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 9月16日

議 長 仲 沼 義 春

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 菊 地 栄 助

署 名 議 員 小 貫 良 巳

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表.....	1
町長提出議案.....	3
認定第 2号 平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について.....	3
議案第 78号 監査委員の選任につき同意を求めることについて.....	3
議案第 79号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	4
議案第 80号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて.....	4
議案第 81号 ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の 制定について.....	5
議案第 82号 鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の 制定について.....	6
議案第 83号 鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定につい て.....	7
議案第 84号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例の制定について.....	8
議案第 85号 須賀川地方保健環境組合規約の変更について.....	9
議案第 86号 県中地域水道用水供給企業団規約の変更について.....	10
議案第 87号 平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第2号).....	11
議案第 88号 平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号).....	14
議案第 89号 平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号).....	15
議案第 90号 平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号).....	16
議案第 91号 平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号).....	17
議案第 92号 平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号).....	18
議案第 93号 平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	19
議案第 94号 平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号).....	21
議案第 95号 平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号).....	22

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
認定 第2号	平成19年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	20.9.16	認定
議案 第78号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	20.9.5	同意
議案 第79号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	20.9.5	同意
議案 第80号	教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて	20.9.5	同意
議案 第81号	ふるさと鏡石ありがとう基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	20.9.16	可決
議案 第82号	鏡石町文教施設維持整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	20.9.16	可決
議案 第83号	鏡石町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	20.9.5	可決
議案 第84号	議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20.9.5	可決
議案 第85号	須賀川地方保健環境組合理約の変更について	20.9.5	可決
議案 第86号	県中地域水道用水供給企業団規約の変更について	20.9.5	可決
議案 第87号	平成20年度鏡石町一般会計補正予算(第2号)	20.9.5	可決
議案 第88号	平成20年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	20.9.5	可決
議案 第89号	平成20年度鏡石町老人保健特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決
議案 第90号	平成20年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第91号	平成20年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決
議案 第92号	平成20年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決
議案 第93号	平成20年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決
議案 第94号	平成20年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決
議案 第95号	平成20年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)	20.9.5	可決